

令和6年第3回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

令和6年9月10日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 代表質問

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	吉村知浩	2番	高橋知子
3番	瀬川照司	4番	飯尾龍也
5番	片岡孝一	6番	高橋時男
7番	寺町茂	8番	澤村均
9番	高橋勇樹	10番	今枝和子
11番	高田浩視	12番	河村志信
13番	鏑本規之	14番	臼井悦子
15番	道下和茂	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	谷口博文
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤勲
企画部長	林玲一	市民部長	加納正康
健康福祉部長	小椋真二	産業経済部長	瀬川清泰
都市建設部長	高橋君治	水道環境部長	青木竜治
教育委員会 事務局長	高木孝人	会計管理者	磯部千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保守康	議会書記	山本憲
議会書記	廣瀬知倫	議会書記	内木雅浩

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

なお、録画放送のため、議場内において一般質問を放送関係職員が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 代表質問

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、代表質問を行います。

自民結いの風代表、11番 高田浩視君の発言を許します。

高田君。

○11番（高田浩視君）

大分勝手が違いまして、いつになく緊張しています。そしてちょっとわくわくもしています。

さきの定例会から2か月、新庁舎の開庁、そして今お話があったようにオリンピック、大変わくわく感でいっぱいでした。その後、少し風向きが変わったんでしょうかね。外出がままならない非常に暑い夏。南海トラフ地震臨時情報、8月の終わりの1週間は迷走した台風もありました。株価の乱高下、米不足、物の値段が高騰し、本巢の市民や事業者全てにおいて影響を受け、大変心配な日々を過ごされています。新庁舎の機能を最大限活用し、取り組んでいただきたいと思います。

災害に関しては、本巢では大きな被害もなく安堵していますが、被災された皆さんには一刻も早い復興を願いたいと思います。

今回は代表質問をお願いしていますので、高田浩視らしさを封印しまして、刻々変わる社会情勢の中、5年後、10年後のもっと暮らしやすい本巢市を実現するため、すぐに検討、対応していただくべき課題について、執行部の皆さんと共有していきたいと思っています。

本来、新庁舎での1番目の質問ですから、藤原市長にいろいろとお聞きすべきであったと反省しています。気が回らなくてどうも申し訳ありませんでした。

昨年の9月の質問で、高速道路の開通や企業進出を見据え、真正地域の東西の移動に関し道路網の整備について、さきの6月では本巢―大野神戸インターチェンジ間の開通が半年遅れることをチャンスと捉え、積極的にこの地域の経済振興策、そして安全対策等の実行の検討をお願いいたしました。今回も思いは同じです。本巢市南西部に、そしてお隣、大野町において、企業の進出意欲は大きく確実に進んでいます。しかし、本巢においては、進出に要する期間は意思を示してから5年以上は必要のようです。今の世界情勢を考えると、スピード感で適地と言えるのでしょうか。今すぐ企業の意向に対応できる有効な土地はあまりないのが現状ではないでしょうか。そんな状況下の

中、5年後、10年後をしっかりと見据えたとき、今本巢市ができることは何かということなんです。

それでは、最初の質問ですが、本巢市、大野町に進出する企業の操業開始が本巢市に与える効果についてということで、弾正地区、大野町で積極的に企業進出が行われています。特に大野町で行われているイビデンの進出は、その事業内容、規模とも本巢市に様々な効果が期待されます。しかし、現状では本巢市では今後、人口の流出の増加も危惧されています。

さて、夏の気温が年々上昇しています。南部地域で耕作の面積の多くを占めている果樹等は、昨今の気候で思うように成果が上がらず、耕作を放棄する面積も増えています。その後の有効の土地の利用が行われていません。今年の夏も今まで以上に大変暑い夏です。この気候による作物の被害は既に発生しています。今年を最後に耕作を諦めるという声も聞きます。有効利用されていない土地が今後も増加しそうです。

本巢市は住みやすいまちとなっています。自動車の運転が可能な世代にとっては交通の利便性は高く、高速道路の開通によりさらに高まります。防災という観点からも、日本の中では安全・安心な地域と言えるでしょう。子育てに関しても、幼児期から高校世代まで他市町に誇れる地域ではないでしょうか。この地域で働く人たちにとって住みやすい、選んでいただける要素が十分にあるのではないのでしょうか。

今、社会的なニーズを把握し、早期に土地を有効に利用できる施策を行い、人口流入、若者の流出の食い止め策を実施していく必要があると考えます。それで、これらの企業の操業が地域経済に与える影響をどのように考えているのか、産業経済部長にお聞きしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川君。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えします。

本市では、令和2年11月に都市計画の見直しを行い、工場等の建設が可能となる工業地域の新たな指定や産業誘導地区の拡大を行い、企業誘致を進めています。現在、温井・国領・浅木地区においては、オーダーメイド型の企業誘致による2社と民間開発による6社及びホテル1社が建設予定となっています。また、大野町にございます東海環状自動車道の大野神戸インターチェンジの周辺には西濃厚生病院が建ち、現在、イビデン株式会社が建設中であることから、それらに関連する企業の進出や従業員の社宅、宿泊施設の利用などが見込まれますので、本市にとっては大きなチャンスと捉えています。

企業が本市に進出することで、新たな雇用機会の創出や地域定住者の増加や地域住民の収入向上による住民の生活水準が上昇し、消費が促進され、地元の事業者も恩恵を受けるなど、地域経済の活性化が期待できます。さらに、多様な産業が集積することで地域産業の競争力が高まり、企業の収益上昇にもつながるものと考えます。

本市におきましても、企業が誘致されることで、市外からの人口流入による人口の確保や企業が

らの固定資産税等の税収が増加することにより、公共サービスの充実やインフラ整備が進み、より市民が住みやすいまちづくりが可能となりますので、企業誘致は持続可能な経済成長と地域の発展に寄与するものであると考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田浩視君。

○11番（高田浩視君）

もう少しお聞きしたいのですが、今、私の質問にもあった大野町に進出するイビデン、非常に期待を持っているんですけれども、これに関して本巣市として何か把握している事業内容とか規模とかあるのでしょうか。お答えできませんでしょうか。できるならお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、分かる範囲になりますけれども、お答えをさせていただきます。

イビデン株式会社は、電子事業、セラミック事業、半導体事業を手がけておりまして、現在建設中の大野事業所は、土地面積が15万平方メートル、工場は6階建てで、床面積は2,400平米、予定されている従業員は約1,000人ほど、工場建設経費の総額は約2,500億円と聞いております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

ありがとうございました。

では2点目、雇用の観点から、これらの操業が本巣市の将来ビジョンに与える効果についてを産業経済部長にお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えします。

本市の将来ビジョンに影響を及ぼす人口減少の対策の一つとして、雇用の創出はございます。現在、本市では、産業経済部内に企業誘致推進室を設置して、オーダーメイド型企业誘致を進めています。また、本市に企業進出をしていただくために、固定資産税5年分を助成する誘致奨励金と、地元市民を雇用した場合に1名につき30万円を助成する雇用奨励金を交付しております。企業誘致

を積極的に推奨することで雇用の創出を行い、若者や女性の働く場を確保し、市外からの移住者を引き寄せ、転入者を増やすとともに、若者等の市外への流出を抑える効果が期待できます。

また、地域にもよりますが、農業が衰退し有効活用されていないような土地には、農業だけでなく企業誘致の選択肢も一つとすることで、本市の将来ビジョンに好影響を与えるものと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

少しちょっと流れが違うかも分かりませんが、所管だと思うので、もう少し突っ込んでお聞きしたいんですけど、答弁の中に、農業が衰退し有効活用されていない農地というお話がありました。私の質問の中に、近年の果樹等に利用されていた農地が農地のまま放棄されているような現状は把握してみえるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。分かればお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

果樹園の減少がどのようなところでちょっとお答えをさせていただきます。

農林業センサスの数値になりますけれども、果樹園につきましては2015年、平成27年では約322ヘクタールであったのが、5年後の2020年、令和2年では約270ヘクタールとなり、52ヘクタールの減となっております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

ありがとうございます。

積極的に市内に企業を誘致し、雇用者を増やしていく。有効な施策ですね。市外から移住者を引き寄せ転入者を増やす、若者の働く場を確保し流出を抑える。今、お隣、大野町に大変大きな企業進出、ある程度形が見えてきました。昨今話題になった熊本の例と比較するわけにはいきませんが、期待が膨らみます。

本巣市の税収を見ても、個人住民税の割合が多く安定しています。法人市民税は税収を見て、市民税は景気や社会情勢に左右されます。固定資産税を増やすにも、さきの話これからでは5年以上かかりそうです。個人住民税は、住民が増えていただければ比較的早く増加するのではと私は考えます。本巣市としては、その確保を進める施策が必要ではないか。お隣に最新の非常に大きな雇用の場が生まれます。この地域で住むなら本巣市がより最高ですよ、一番いいですよとなりませんで

すかね。

それで3点目、本巢市の住みやすさを高め、人口流入、定着を進めるため、土地利用の検討を行っていく必要はありませんか。都市建設部長にお聞きます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、土地利用の検討についてお答えいたします。

地方における人口流出については、全国で共通する社会問題であり、本巢市においても同様の傾向が見られるものと認識しております。都市部への人口流出による人口減少、それに起因する少子高齢化という問題については、本市といたしましても、第2次総合計画において、この課題に向けた取組を推進することを掲げております。

そのような中、本市といたしましては、住みよいまちを目指すための方針である本巢市都市計画マスタープランを定めています。この都市計画マスタープランでは、まちづくりのための目標を設定しており、1つ目に活力を創造するまちづくり、2つ目に快適に暮らすことができるまちづくり、3つ目に、魅力的な自然に囲まれた安全・安心なまちづくりという3つの目標を掲げ、まちづくりを進めています。また、この都市計画マスタープランの目標を実現するため、用途地域や特定用途制限地域を定めるなど、土地利用施策を進めているところです。

なお、大野神戸インターチェンジ周辺の開発が進み、東海環状自動車道の開通を間近に控えるなど、状況は大きく進展しているため、令和7年度から令和9年度に予定している次期都市計画マスタープランの改定のときに、この状況を踏まえた土地利用の検討を反映させていきたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田浩視君。

○11番（高田浩視君）

少し再質問させていただくんですが、耕作を放棄された果樹栽培地、特に柿、真正地域では年々目立っています。放棄され、有効利用されていません。そこで、仮に農地のまま有効利用する施策、このような農地の有効利用は、農地のまま貸し出し、市内に進出意欲のある農業法人などに農地を貸し、土地所有者に協力金を出す制度を創設した自治体もあるようです。経営力のある農業法人などの誘致を進め、農業振興を図る。農業経営の知見やノウハウを持つ事業者から誘致活動の助言を得て参入を促す。協力金は、市内外の農業法人や認定農業者が一定のまとまった農地を原則10年借りて、野菜のハウス栽培など始まる際に支払っているようです。どうでしょうか。

本巢市南部地域の置かれている状況、情勢・状況を考えると、住居としての宅地化が市の将来ビジョンに効果があると考えます。放棄されていく農地は1筆1,000平米、2,000平米くらいの単位で

しょう。しかも形が正方形や長方形でないものが多い。そして隣接地は既に宅地化されている。都市計画上、田園住居地域にあります。耕作を諦めた地権者はなすすべがなく途方に暮れ、酷暑の中、草刈りに明け暮れています。

そこで、都市計画マスタープランの目標を実現するため、用途地域や特定用途制限地域を定め、土地利用施策を進めているという答弁をいただきました。そこで、耕作放棄が懸念され、今後宅地化が検討されているであろう農地の用途地域は田園住居地域です。田園住居地域での宅地化について少し説明していただけないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま再質問についての答弁を担当部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、田園居住地区における住宅建築の規制についてお答えします。

田園居住地区における住宅建築の規制は、特に規制はありませんので自由に住宅を建てるができます。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

ありがとうございます。

土地の有効利用、税収の面から、市内や近隣市町での企業の雇用者に住居用として提供していくことは有効な施策だと考えます。このままでは、5年後、10年後、放棄された果樹栽培地があちこちにあふれている、果樹が処理され耕作放棄地となっても、管理されていれば景観上問題ないのかもしれない。相続の問題も発生するでしょう。

果樹のまま放棄され何の管理もされない、農地なのか山林なのか分からない、そして鳥獣のすみかとなり、近隣にさらに被害を及ぼす。そしてその対策に予算をかけねばならない。そんな土地が南部地域にあちこち点在してくる。私はそんな姿しか想像できないんです。それは市長が考えてみえる5年後、10年後、ますます元気で笑顔あふれる本巣市とは違うはずです。

農地のまま維持していく施策を進めるなら、積極的な農業施策を耕作者や地権者に提案して導いていただくべきです。職員の皆さんが垣根を越え、一致協力して、藤原市長の考えてみえる住みやすい本巣市を実現していただきたい。私は何が有効な施策かは分かりません。宅地化が絶対だと言っているわけではありません。ただ、現状は課題があり、その課題が大きくなってきていると感じます。耕作者、地権者、住民、さらには本巣の未来の住民の声を聞いて取り組んでいただきたいです。ニーズをしっかり把握し、制度の壁があるなら攻略していただきたいと思います。

次期マスタープラン改定時に、この状況を踏まえた土地利用の検討を反映するということですので、まちの体制だけでなく、積極的な前向きな取組も必要と考えます。期待しています。お願いし

ます。

2点目です。

新庁舎の業務の進め方についてお伺いしたいと思います。

これは私のD X枠です。マンネリ化を避けて順番を変えています。新庁舎の開庁に伴い、分庁舎方式が解消され1か月以上経過しました。庁舎の様子を拝見しても、職員の皆さん、新たな業務の遂行にも慣れてきたかと思っています。ですが、また令和5年度決算で監査委員の意見でさらなる業務効率化が求められています。

ちょっと再度確認しますと、一般会計に関して経常収支比率が89.2%で、前年度に比べ1.0ポイント上昇しているが、財政の硬直化を進行させないためにも、経常的経費の削減に努めるなど、さらなる改善を期待するものである。このような限られた財源と人材の中で、職員の意識と行動力が必要であり、職員一人一人の自己の能力をフルに活用することが重要である。

また、効率的な行政サービスの提供に取り組み、新たな市民ニーズにも対応できるように努めるとともに、事務事業の見直しなど将来を見据えた行財政改革を進め、持続可能な行財政基盤の確立に努められたい。この新庁舎の開庁を機に、部局を横断した協力体制を強化し、D Xの利活用を一層推進し、効率的・効果的な行政サービスを提供されることを期待するものであるとありますね。令和6年度、まさに今、進行年度、その改善の効果が期待されています。それで、新庁舎では改善されていくであろうとされていた業務に関して、その取組状況についてをお伺いしたいと思います。

まずは給与計算ですね。効率化は進んでいるのか、企画部長にお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を、林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えをさせていただきます。

効率的、効果的な行政サービスを提供していくためには、給与計算のみならず、業務の効率化や事務事業の見直しを進め、限られた人材の中で職員一人一人が最大の効果を上げることが重要であると考えております。

議員御質問の本市の給与関係事務につきましては、県内多くの自治体が利用しております一般財団法人岐阜県市町村行政情報センターが提供しています職員給与システムにより給与計算を行っております。また、令和5年1月には職員出退管理システムを導入し、それまで紙により管理・記録しておりました出退勤時間や休暇取得、時間外勤務などの申請及び承認を電子化いたしました。この職員出退管理システムの導入によりまして、給与計算時においても時間外勤務手当等の計算が自動化され、人為的なミスを防止し、給与支払処理の効率化を進めることができっております。加えまして、職員の申請書の作成や保管といった事務作業も大幅に軽減され、申請から承認までのプロセスが透明化、迅速化することで利便性が向上し、各所属長においても職員の勤務状況の把握が容易になっております。

さらに、同時期に、パソコンで閲覧できる職員に限られますが、紙で配付しておりました給与支給明細書をシステムで閲覧する方式に変更したことで、印刷や配付などの作業が軽減され、配付時の紛失等のリスクもなくなり、事務処理の効率化が図られています。また、過去の給与情報への即時アクセスが可能となることで、職員の利便性も向上しております。

このように、電子システムを導入することによりまして、給与関係事務の効率化や職員の利便性の向上が図られているとともに、所属ごとの休暇取得率や時間外勤務の状況などの得られたデータから、適切な労務管理にもつながっていると考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田浩視君。

○11番（高田浩視君）

紙で勤務時間を管理したり、さらに給与明細を発行したりすることはもうしていないということですね。岐阜県市町村行政情報センターですか、のシステムを使用しているということですね。

今後は、使い勝手の点で言えばスマホですよね。民間ではスマホの閲覧が広く普及しています。職員の皆さんの使い勝手が重要ですが、このところ改善というか要望とか、そんなところというのもありなのかなというふうには考えます。

また、職員の勤務状況も日々管理され、適切な労務管理が行われるということですね。その効果は非常に期待していますので、よろしくお願いします。

2点目です。

旧庁舎から新庁舎への書類の引っ越しはどのように進められたのか、総務部長にお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それではお答えさせていただきます。

新庁舎への書類等の引っ越しにつきましては、書類等の物量が非常に多くなることから、現在所有している文書類の調査を実施したところ、新庁舎の執務室、書庫に入る文書量を大きく超えていたことから、それぞれの部局において、保存年限が超過している文書や複数の職員が同じ文書を持つ個人所有の文書など、不要な文書の削減を実施いたしました。

それでも、1回で全ての引っ越しを行うことは時間的にも難しいことが予想されましたので、3段階に分けて実施をしております。第1段階は、開庁日1週間前の土曜日と日曜日を利用して、転用するキャビネットや会議用机などの什器類及び書庫に保存しておりました書類などの引っ越しを行っております。第2段階では、開庁日直前の3連休を利用して、直前まで利用していた執務室に保管している書類や職員用のパソコンなどの引っ越しを行い、第3段階では開庁後の8月1日と2日を利用して、保存年数が長く利用頻度の少ない書類を、旧本庁舎書庫及び旧真正分庁

舎外部倉庫の2か所に集約する引っ越しを行い、大きな不具合もなく引っ越し作業を終え、開庁することができたところでございます。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田浩視君。

○11番（高田浩視君）

すみません、再質問させていただきます。

旧庁舎の書類をデジタル化するという方法もあったのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それではお答えをいたします。

現在ある文書、紙の文書でございますが、これを電子化しまして保存することにより、書類は大幅に減少されますが、紙の文書をPDF等により電子化するには大きな労力と多額の費用が発生するため、実施はしませんでした。

紙の文書量の削減につきましては、現在、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して進めており、昨年11月1日以降、入札案件を対象にインターネット上で契約を締結する電子契約サービスを導入し、希望する事業者を対象に現在まで62件実施しております。これは対象契約件数の約25%を占めております。

また、来年度から電子決裁システムを導入予定であり、先月からは試験運用として全ての部局においてメールで収受した文書の電子回覧を実施しております。また、一部の課におきましては、本格運用と同機能を試験的に使用可能とした上で意見の集約等を行い、運用方法の調整をしているところでございます。

これらの事業を推進していくことで、今後、紙の文書量は大きく削減していくものと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

すみません、もう一点答弁の中で気になることがあったので、利用頻度の少ない書類を旧庁舎書庫、倉庫に保管してあるようですが、この書類は今後どうするのか、少しお話しいただけますか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

現在、外部に保管しております文書につきましては、保存年限が経過した文書につきましては随時処分をしていきたいというふうに考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

理解しました。

次、3点目なんですけど、少し今の答弁の中にお答えもあったのかと思いますけど、お役所、回覧文化というものがあるようです。自治体の業務はDXが進む一方で、紙の資料を回覧する文化が色濃く残っているようです。回覧文書と呼ばれる紙媒体の文書を使用しており、この回覧文書には主に役所での連絡や行政の指示、業務の変更などが記載されている、稟議や申請承認業務の実態ですね。

紙で承認を取る課題として、承認までのスピードが遅くなる、どこで承認がストップしているかわからない、紙を印刷したり判こを用意して承認するために出勤しなければならないと。デジタル化すれば意思決定が速くなる、文書の保存・検索が容易になるという声があるようです。

職員間の事務連絡の効率化は進んでいるのか、今度は企画部長にお聞きしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それではお答えさせていただきます。

職員間の事務連絡の効率化は、行政サービスの向上や業務の生産性を高めるために非常に重要な課題でございます。近年、デジタル技術の進展によりまして、これらを活用することで効率的な情報共有が可能となります。本市におきましては、課を超えた複数の職員での業務やプロジェクトを進める場合の情報共有、また、意思疎通を図るためにグループウェアを導入し、効率的にコミュニケーションを取りつつ、業務に当たっております。

その機能の一つであります電子メールにより、職員間の連絡に活用しているほか、ファイル共有の機能を活用し、効率的な情報集約にも役立てております。そのほか、災害発生時の迅速な職員体制を整えるために、本巣市職員非常参集メールを導入し、階層別に一括送信できる機能を使って、職員への情報伝達と安否・参集確認を行っております。また、先ほど総務部長からの答弁にございましたように、令和5年度には国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用しまして電子決裁システムを導入し、従来、職員間において紙文書で行っていた通知文書等の回覧を電子化したことで、情報共有の迅速化に加え、回覧に係る業務プロセスを簡素化することができました。

このように、各種の情報システムやツールを活用しまして、職員間のコミュニケーションの円滑化と、意見交換やフィードバックがしやすい環境を整えることで、職員間の事務連絡及び情報共有の効率化を進めております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田浩視君。

○11番（高田浩視君）

すみません、1点だけもう一度、少し確認をしたいのですが、能登の震災時に輪島市でチャットを駆使し、震災直後から連絡を取り合い、情報を共有したと聞きます。そのような対応は可能なのかお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林君。

○企画部長（林 玲一君）

それではお答えさせていただきます。

現在そのようなチャットの機能は有してございません。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田浩視君。

○11番（高田浩視君）

ポイントは、災害に特化した業務システムを導入していたが、これは輪島市の例ですけど、使い慣れていなかったため、操作方法の習得から始めなければなりませんでしたと。いつものツールが災害時に使えたのは便利でしたとあります。御検討いただきたいと思います。

それでは大きい3点目、地域の生活の足の確保についてをお伺いしたいと思います。

運転免許を持たない高齢者の増加に伴い、そのような方からの生活の足の確保のニーズは高まっています。様々な要因により労働者が不足し、さらに運転手という職業は積極的に選ばれる職業とはなっていないようです。全国の自治体がその地域性を考慮し、課題解決に取り組んでいます。ライドシェアがその解決策として注目されています。

1点目として、この地域において職業運転手の数が減少している影響はないのかをお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それではお答えをさせていただきます。

近年の職業運転手不足につきましては2024年問題として取り沙汰されており、慢性的な運転手不

足に加え、運転手の労働時間の規制によって公共交通業界全体の人手不足が危惧されているものがあります。

本市における影響といたしましては、岐阜乗合自動車株式会社では、本年7月1日から大野穂積線の大野バスセンター行きが減便となり、10月1日からは山県モレラ線が廃線の予定となっております。また、本巣タクシー株式会社に至っては、業績の長期間低迷と欠員運転手の補充の見通しが得られず、本年8月20日をもって全営業を廃止するなど、市内の交通機関に大きな影響を与えております。

本市といたしましては、持続可能な公共交通ネットワークを構築し、樽見鉄道、岐阜バス及び市営バスの運行を維持していくために、今後も一定の運行経費の負担を継続するとともに、地域公共交通の利用促進を行い、利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田浩視君。

○11番（高田浩視君）

最後の質問に移りますが、6月の東京新聞の記事なんですが、政府は過疎地の住民や観光地の移動手段確保に向けた輸送サービスの担い手として、郵便局や農協、観光地域づくり法人といった地域組織の活用を本格化する方針を固めた。一般ドライバーが自家用車で有償送迎する自治体ライドシェアの拡大へ、関連補助金を充実させ後押しする。自治体ライドシェアは、自家用有償旅客運送として公共交通の便が悪い過疎地で認められている。運送主体を自治体以外に広げることで、交通空白地の解消につなげる狙いがある。2024年度から始まったタクシー会社の管理下で一般ドライバーが旅客運送をする日本版ライドシェアとは別の制度。既に一部自治体で始動しており、首相から取組の推進を関係省庁に求め、全国での導入を促す。地域交通の活性化を目的とした国土交通省の補助金を手厚くする方向だと。運送主体は郵便局や農協などのほかに、観光協会、商工会、地域運営組織を想定。運転手は各組織の職員や地元住民が担う。農林水産省、総務省、国交省などがそれぞれ相談窓口を設置し、地方調査を強化する。国交省関係者によると、地域組織と連携した自治体ライドシェアの導入を2024年度に検討している地域は30程度あるという記事が書かれていました。

そこで、将来を見据えてライドシェアの取組を検討すべきではないのか、総務部長にお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それではお答えをさせていただきます。

今、高田議員が言われました自治体ライドシェアというものでございます。これ8月から公共ライドシェアという名称にどうも変わったようでございますけれども、こちらにつきましては、今マ

スコミ等で騒がれておりますというか、ニュースになっております日本版ライドシェアというもの、これは本当の通常の一般の方が乗り合いで行うものでございますが、これとは違って以前からあった制度でございます。

これは、今御説明もありましたが、過疎化等によって路線バスやタクシーなどが事業撤退し、交通空白地に適用される自家用有償旅客運送制度によるもので、以前から存在しておったところでございますが、昨年12月に規制が緩和されておまして、今言われたようなこともございますし、あとは交通サービスが限られる時間帯が生じる場合も交通空白地帯と認められたことや、運賃の目安が従来のタクシー運賃の5割から8割程度まで引き上げられたと、こういった緩和もされておるところでございます。

市といたしましては、このライドシェア制度、公共ライドシェア制度、またあと日本版ライドシェアもございますけれども、こういったものも今後よく検討していつて、交通弱者の方に配慮した施策を取っていきたいというふうに考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田浩視君。

○11番（高田浩視君）

すみません、もう一度、再度確認をしたいんですが、ライドシェアの導入そのものについての取組を検討すべきかないかという課題でお伺いしたと、今2点目の、それです。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

2番で。

○総務部長（村澤 勲君）

すみません、2点目の通告の回答ということで、将来を見据えたライドシェアの取組を検討すべきではないかということでございます。

ライドシェアにつきましては、国の規制解禁の議論がされておりまして、全国の市町村の中では既に導入されている自治体もあるようでございます。

本市におきましては、本年1月に本県北部地域在住の方を対象に、公共交通に関する市民アンケートを実施したところでございますが、この北部地域でのライドシェアの導入については、約6割の方が導入してもよいと回答をされております。その理由といたしましては、移動時の選択幅が広がり、タクシーが不足しているときも移動できるからが41%、タクシーよりも気楽に利用できそうだからが34%となっております。また、ライドシェアを利用したいとの回答が33%あり、ライドシェアの運転手として協力したいとの回答も28%ありました。

一方で、事故があった場合はどうなるのかなど、個人が運行する形態に不安を感じる回答も寄せられました。また、タクシー会社との調整をどうしていくかなどの課題も多くあります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、慢性的な職業運転手不足が今後も危惧されており、本市の

持続可能な公共交通ネットワークを維持していくためにも、ライドシェアの有効性について検討いたしまして、令和7年度に改定を予定しております本巣市地域公共交通計画では、ライドシェアの導入を盛り込んでいきたいと考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田浩視君。

○11番（高田浩視君）

もう少し伺いたいのですが、今の私のところで自治体ライドシェアのほうですね、今、公共ライドシェアについてですけど、ちょっと取組とかということで、国家戦略特区制度を活用した自家用有償観光旅客等運送事業として昨年視察を行った市長の御出身地の兵庫県養父市、NPO法人養父市マイカー運送ネットワークやぶくる、また愛知県南知多町日間賀島、一般社団法人日間賀島観光協会ぐるりバスというものもありますね。それで、近隣の自治体ライドシェア、公共ライドシェアに係る取組ですね。ちょっとニュースになったところで言うと岐阜市ですね、岐阜バスの減便で通勤・通学に支障が出た東部の利用者に向けて、昨年12月からの平日、民間の交通事業者の協力を得て、定時定路線の自治体ライドシェアを始める。市が事業主体となって一般ドライバーから運転手を募り、雇用や運転管理は交通事業者任せると。車両は運転手の自家用車ではなく、キャンピングカー製造販売会社トイファクトリーから無償貸与され、10人乗りワゴン車MARU MOB I 1台とすると、運転士の応募要件や運賃は決めていくということですね。

そしてまた、犬山市でもありましたね。犬山市です。市によると、岐阜バスは4月、運転者不足から博物館明治村と犬山線を結ぶ明治村線で平日41便を30便にまで減らしたと。このため、沿線にある団地やニュータウンなどの住民から、通勤・通学に困るとの声が聞かれたと。市は今後、入札で交通事業者を決め、2026年3月までの平日午前6時から7時半と午後6時から7時半、長者町団地一犬山間約6キロのバス停10か所を1.5往復させる。両バス停間の定期利用者は約20人というが、運転者不足は深刻で、市のコミュニティバスも、4月92便あったコミュニティバスを18便減らされたと。犬山の市長は、運転手不足の問題はさらに大きくなる。この先、不便になる人たちが200人、300人になるとも限らない。万が一に対応できるよう実施していきたいと話すと。必要な予算は議会に提案するとありました。

先ほど北部の地域の市民アンケートを取ったということですが、もう少し市民アンケートを詳しく内容を教えていただけるとありがたいのですが、どうでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤君。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、市民アンケートの調査結果をもう少し詳しく説明させていただきます。

このアンケート結果では、ライドシェアの導入について、本巣地域北部の方の回答でございます

けれども、先ほども申しましたが肯定的な意見が6割を占め、また3分の1の方が利用したいというふうに回答されております。さらに、北部地域でライドシェアを導入するに当たり懸念をしていました運転手の確保につきましても、市の予想を超える約3割の方が協力の意向を示されております。ただし、その内訳でございますが、近所の知り合いに限定する方が約4分の1、同じ自治会の人限定する方が約半数となっており、面識のない方を乗せることには抵抗があるようでございます。

また、ライドシェアを導入すべきでないという回答された方のその理由といたしましては、事故発生後にトラブルが起こりそうだからが35%と最も多く、次いで知らない人の車に乗せてもらうことには抵抗があるが20%、運転手の運転技術が心配だからが14%となっております。

ライドシェアを導入するに当たっては、こういった課題を解決していく必要があるというふうに考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田君。

○11番（高田浩視君）

すみません、最後に一言だけ。

多分、総務部長と同じものを見ていると思うんですけど、今年の8月に国土交通省から地域交通における担い手、移動の不足の対応方策のカタログというものが出ています。ちょっと内容を紹介、かいつまんでお話をさせていただくと、昨年12月に開催されたデジタル財政改革会議において、地域交通の担い手や移動の足の不足といった社会問題に対応するため、地域の自動車や一般ドライバーを活用する制度、自家用車活用事業を創設することや、自家用有償運送制度の見直しを進めることが決定されました。それで、今般、社会問題になっている地域交通の担い手や移動の足の不足に対応するため、日本版ライドシェアや公共ライドシェアをはじめ、取り得る解決策の方策の方策策の選択肢をお示しすることにより、各地域の自治体やタクシー事業者などの皆様が、地域の実情に応じて解決策を取捨選択し、速やかに実行できるように、このカタログを作成することといたしましたとあります。

それで、本巢市がここに入っているかどうかは分かりませんが、全国約1,100の自治体で日本版ライドシェアまたは公共ライドシェアが実施検討中となっております。北部地域で市民アンケートを実施したと言われましたが、岐阜市や犬山市の例もあります。本巢市にとっても地域を特定した課題ではもうなくなっていると思います。市内どこでも起こります。南部の市民の方は、今その現状が迫っていることを多くは気づいていないのではないかと考えます。

この地域の交通の足も岐阜バスに依存しています。5年後、10年後を考えれば、すぐに市全域で検討していく課題です。運転免許を持たない高齢者の数の増加は、当然南部地域のほうが多いわけですから、健康で運転を苦としない元気なお年寄りも多く見えます。先ほどお話にありましたように、顔を知っている運転者なら会話も弾みます。地域公共交通計画に導入を盛り込んでいきたいと

考えていますというお答えでしたが、これはマストだと考えています。

それでは終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

これで代表質問を終わります。

次、一般質問に入るわけですが、1時間ほどたちましたので、ここで暫時休憩をいたします。

10時10分から再開します。10時10分再開します。

午前9時53分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

日程第2 一般質問

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、一般質問を行います。

15番 道下和茂君の発言を許します。

道下君。

○15番（道下和茂君）

おはようございます。

一般質問の発言順序が1番の機会というのは4年に大体一度ほどしか巡ってこないという可能性が高いと思いますが、そうした機会と、新庁舎となり新しい議場での一般質問としての1番の発言ができますことが重なり、感謝をしておるところでございます。

今年の夏は、猛暑に加えまして、迷走台風10号は突風や記録的な豪雨、また交通機関などに全国的には様々な被害が発生し、近隣の大垣市や池田町では浸水被害も発生しております。幸い本巣市では大きな被害もなく安堵しております。被害に遭われました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、先般、元議員の中村重光さんが御逝去され、長い間議員として、また常に議席が隣でございました。一抹の寂しさを感じております。改めて心より御冥福を申し上げます。

それでは、通告をしてありますので、一般質問をさせていただきます。

まず、1番に林業の省力化についてお聞きをしてみたいと思います。

森林整備を進めることは、森を守り、山を守り、森林の多面的機能を向上させ、そうした機能を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらすこととなり、緑の社会資本の蓄積につながります。国内の木材蓄積量は、2021年林野庁の資料によりますと、人工林を中心に毎年7,000万立米増加しており、その蓄積量は52億立米となっております。研究資料によりますと、針葉樹は11年生から40年生の若い木がCO₂を多く吸収する結果となっております。

戦後の拡大造林政策などの影響で、国内の人工林の半数が50年生を超える状況となっており、この状態が続くことで、CO₂の吸収率の低い人工林が多くなり、多面的機能が十分発揮できないことにつながっていくことになります。そのためには、更新伐や間伐の推進を図り、資源の有効活用と循環利用に向けた計画的な森林整備が必要となり求められると思います。

本市でも経営管理計画により、間伐を中心とした計画的な山林整備を進められておりますが、森林整備を推進することは比例して山林作業も増加することとなり、雇用の確保が必要となってまいります。そのためには、さらなる作業環境の向上を図り、働きたくなる作業環境への改善と省力化が必要と考えます。林業現場では作業リスクが高く、また林業従事者の高齢化や人手不足も伴い、整備推進の大きな課題となっております。作業環境の悪さや体力を要する作業であることも影響し、就労への関心度も低く、森林作業員はますます減少傾向となっております。就労者の確保のためには、森林作業の省力化により、働きやすい作業環境の向上を図っていくことが重要なことだと思います。

先進地では、ドローンを活用し省力化を図っており、様々な活用が進められております。森林の調査から苗木や作業用資機材の運搬に活用することで、作業負担の軽減や安全の確保、経費の削減、林地の詳細な情報取得に効果が期待できると考えるため、まず(1)番についてお尋ねをいたします。

山林調査や苗木、資機材運搬は、林地斜面を何度も往復することが求められるなど、体力的にもきつい作業であり、林地作業が敬遠される要因となっております。ドローンを活用することで、作業負担の軽減や経費の削減につながり、また雇用の確保にもつながります。

そこで、(1)番のドローンの活用をどのように考えるか、産業経済部長にお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えします。

現在、市内には4つの林業事業体がございます、4社のうち3社が写真撮影用の小型ドローンを保有し、施業地の状況確認に活用しています。また、林政課においても小型ドローンを保有しておりまして、間伐予定地の状況確認や山崩れなど災害時の状況把握等に活用しております。

ドローンにつきましては、近年、多種多様なタイプの機種が販売されており、防災対応、測量、インフラ点検、空撮、農薬散布などの各分野で実用化が始まっています。議員御指摘の資材等を運ぶドローンを林業に活用することは、足場の悪い現場での作業が軽減されることから、労働量の軽減、作業時間の短縮、経費削減などの効果が期待できるとともに、林業の課題となっている従事者の高齢化や担い手不足、現場での安全対策などにもつながる有効な手段だと認識しています。

林業資材等を運ぶことができるドローンは、最大積載量が10キロから40キロ程度の中型ドローンでございます、全国においては高知県の馬路村や茨城県の大子町などで活用事例がございます。この中型ドローンの活用については、実際に使用する市内の林業事業体からの御意見を伺うなどし

て、導入の必要性について調査していきたいと考えております。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

それでは、次に(2)についてお尋ねをいたします。

ドローンメーカーからは、幾つもの製品のリリースがあります。また、市内林業事業体が独自に常備することは、稼働率や費用面を考えると消極的になる側面もあり、森林環境税や人材開発支援助成金を活用するなど、導入しやすい助成や貸与に向けた最良な方策を事業体と協議され、導入に向けた仕組みづくりが必要と考えるため、導入に当たり、免許取得や購入費の助成や貸与の考えはありますか。産業経済部長にお聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えさせていただきます。

ドローンの資格取得につきましては、ドローンの操縦には特定の条件の下で操作を行う場合は資格を要しないこととなっておりますが、安全な運用のためには基礎的な知識、技能の習得が必須であるため、林業事業体がドローンを導入する場合は、人材育成対策を含めた支援が必要であると考えます。現在、市で行っている森林環境譲与税を活用した林業技術資格取得補助金を拡充する形での対応が可能であると考えております。

次に、ドローン購入費の助成についてですが、林野庁が令和5年に発行したドローンを活用した苗木等運搬マニュアルによりますと、苗木の運搬では水平距離で360メートル以上、高低差で120メートル以上の区間を運搬する場合に作業効率が上がるとされております。また、採算が取れる植栽の本数の目安としては、年間8万本以上が示されていますので、ドローン導入を支援するに当たっては、市内の林業事業体が予定する事業地や事業量を把握し、林業事業体の要望や意見を十分に確認する必要があると考えます。

財源につきましては、県の補助金である林業事業体ICT技術等導入支援事業が活用できることを確認しております。

次に、ドローンの貸与につきましては、市がドローンを購入して林業事業体に貸与する方法が考えられますが、林業事業体が実際に使われる稼働日数がどの程度あるかという懸念があります。また、各林業事業体に良好な状態で貸出しをするための維持管理経費や操作ミスなどでドローンを破損したり事故を起こした場合の責任問題などを考慮すると、現実的には難しいと考えています。

ただし、近年、林業の現場ではドローンによる資材運搬を請け負う事業者も出てきており、市内の林業事業体でもその活用を検討中であるとお聞きしていますので、例えば森林環境譲与税を活用

した素材生産支援事業費補助金では、林業機械のリース経費を補助対象としていますので、こういった制度の活用も可能ではないかと考えております。

今後の具体的な支援の在り方につきましては、市内林業事業体の意向も踏まえて、林業労働安全の推進や作業の省力化につながる施策が実現できるよう、前向きに検討していきたいと考えております。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

林地作業での資機材の運搬は、苗木に限らず、有害鳥獣対策の被覆ネットや下刈り機などの運搬にも活用できます。免許取得と標題に記述しましたが、正確には資格取得と読み替えさせていただきます。操縦ライセンスは、山林作業は地形により集落上空の有人地帯の飛行や目視できない無人地帯の飛行もあり、資格としてはレベル4やレベル3の目視できない資格も必要となるのではと思います。

いずれの資格にしましても、飛行技術や安全な操作方法、法的な知識、実践的スキルを指定機関で講習を受けることが望ましいのではと考えますが、人材育成補助は、現在の人材育成補助を拡充するか、また人材開発支援助成金の活用と事業者に有利な育成補助となるようにお願いをしております。

次に、(2)の淡墨公園、淡墨桜について3点お聞きをいたします。

令和4年9月議会一般質問で、現在の淡墨桜が倒木、枯死といった事態となれば、天然記念物の指定が外れることとなります。将来の不測の事態に備え、淡墨桜の系統保存の必要性を提案させていただきました。岐阜大学名誉教授である樹木医の林進教授も、接ぎ木や挿し木による淡墨桜の系統を引き継いだ1世のDNAが明確な苗木を淡墨公園に植樹し、100年、500年先を見据えた対策をするとよいと助言も受けており、管理方法も含め専門的指導を受け、未来を見据え、保護・保存を行っていききたいとの答弁でございました。

淡墨桜は本巣市のシンボリック存在で、友好の絆や記念樹などとして、国内はもとより海外にも植樹をされており、本巣市の宝でございます。近年の異常気象の常態化を考えると、懸念される事態は増えていくのではと思います。巨樹の系統を引き継ぐ苗木を公園内に植えておくことは大切なことであり、保護・管理に携わる者の使命ではないかと考えます。

そこで、1番についてお聞きをいたします。

平成30年9月の台風被害を受け、廃棄処理予定の折れた枝の一部を許可の下に淡墨桜を守り広げる会が接ぎ木により苗木を育てております。その苗木が今年春に花をつけ始めるまでに成長をいたしました。未来を見据え、系統のはっきりした1世の苗木を公園に植樹し、天然記念物の系統を引き継ぐ1世を残していく対策は必要と考えます。

それで、(1)の系統保存の取組は、その後どのようなになっていますか。教育委員会事務局長にお

聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木教育委員会事務局長に求めます。

高木局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、系統保存の取組についてお答えさせていただきます。

本巢市の宝である淡墨桜は樹齢約1500年であり、国指定天然記念物となって100年以上経過しております。これまで幾多の危機を多くの桜守の尽力により乗り越え、現在でもその雄大な姿を見せています。今年の春も枝いっぱい桜の花を咲かせ、多くの観桜客を魅了いたしました。

この淡墨桜をこれからも本巢市の宝として保護・保存していくためには、将来にわたって今の種を残していく系統保存をする必要があると考えています。そこで、今年度、淡墨桜を守り広げる会の方々と相談し、会で系統保存のために育ててきた苗木を植樹する準備を進めているところでございます。既に植樹するための苗木の選木をしていただいております、植樹の場所については日当たりが良く、現在の淡墨桜に影響がなく、将来を見据えた場所を選定してまいります。事前には林進教授にも植樹する場所を相談させていただき、会の方と最終的な打合せを行ってまいります。

植樹には、本年度の11月下旬にMotosuをtomosu事業で実施する計画をしており、この事業に参加した子どもたちが植樹に関わることにより、淡墨桜の魅力を次世代に引き継いでいくことにもつながると考えています。

今後も淡墨桜が将来にわたって本巢市の宝として大切にされ、いつまでもその魅力を見ていただけるように、林進教授の御指導を受け、関係団体や関係課と連携し、様々な事業を通して淡墨桜の魅力を発信し、保護保全に努めてまいります。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

ただいま、11月下旬に予定をされておるということでございます。11月に植樹されるということは、ちょうど市制20周年の節目となり、意義ある植樹となると思います。その折には、ぜひ林教授に植樹の指導も受けることを含め、参加のお願いをされることをお願いしておきます。

また、植栽後の管理でございますが、天然記念物は教育委員会の所管ですが、系統保存木の植栽位置は公園となり、公園の維持管理は産業経済部が行っております。維持管理は公園管理の所管で行っていかれるのが合理的で効果的ではないかと考えます。ぜひ所管の押しつけ合いがないように2点についてお願いをしておきます。

先ほど申しましたが、淡墨桜を守り広げる会とは、根尾学園の生徒たちと協力し合い、種を拾い、苗木を育てる活動を行っております有志が集まるボランティア団体でございます。また、全国各地の要請を受け、民間レベルの植樹をされるなど、各地との交流も深めておみえでございます。最近

計画されていますのは、能登半島地震地の被災者からの要請を受け、一日も早い復興を祈念し、復興祈念の植樹を計画してみえます。

今、名前が出ましたので御紹介をさせていただきます。本日もおそろいの深緑のＴシャツを着用され、傍聴にお見えでございます。ありがとうございます。

次に、２についてお聞きをいたします。

淡墨桜を中心とした公園で、公園内には友好都市や著名人などが植栽された２世の淡墨桜が多く植えられております。公園や周辺にはケヤキや杉が、開園当時には予想もしなかったほど大径高木に成長して桜の成長を阻害しております。また、身障者駐車場のトイレの裏のケヤキなどは、まさに桜の成長を阻害しておる一例でございます。また、さくら資料館の前のケヤキ裏の民有林は杉の大径高木は資料館の屋根に枝葉が落下し、屋根の腐食の要因や公園の景観を損なっております。

また、淡墨桜の保護を目的に購入された裏山の市有林には杉の人工林が一部残っており、これらを伐採し、淡墨桜や広葉樹に植え替え、コンサートが行われておりました芝生広場にも淡墨桜の植樹を行うなど、公園環境や魅力度アップを図る必要が考えられるため、不用木の伐採と桜の植樹の考えを産業経済部長にお聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えいたします。

淡墨公園は、平成21年度から25年度にかけて、地域振興基金を活用して大規模な整備を実施し、現在に至っています。

初めに、議員御指摘の公園内にございます２世の桜の木の成長が阻害されている件につきましては、影響を及ぼすような大きい樹木については、公園管理において剪定を行うなどして対応していきます。さくら資料館前のケヤキの剪定につきましても、公園管理の中で対応をしていきます。

最後に、市が淡墨桜の保護を目的に購入した市有地に残る杉の人工林の伐採と、新たに桜の木を植樹する更新伐につきましては、国の天然記念物に指定されている淡墨桜の保護を最優先に考える必要がございますので、岐阜大学の林名誉教授や樹木医などの関係者で構成される根尾谷淡墨ザクラ保護検討委員会や教育委員会の社会教育課と連携し、慎重に進めてまいりたいと考えています。

また、財源等につきましては、市の森林環境譲与税事業の森林整備の枠組みの中で対応可能かどうか検討していきます。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

ただいま大規模なリニューアルを行ったと言いますが、今の裏山の市有林については、計画があ

ったかと思いますが、どういうわけか予算の関係かは分かりませんが、今も残っておるということでお話をさせていただきました。

学園やMotosuをtomosuの活動で、市内の生徒たちが桜について学習をされておりますが、家に持ち帰って育った苗木が大きく育ち、移植できる場所を望む声もあります。芝生広場を含め場所の提供をするなど、また市内生徒による魅力度アップの提案や募集を募るのも手法の一つかと思います。

資料館裏の杉の高木なども屋根の腐食原因や景観を損なっており、民地で協議が必要となりますが、できるだけ前向きに検討されるようお願いをしておきます。

次に、(3)番の魅力発信にユーチューバーの活用のお考えをお聞きしてまいります。

淡墨桜の入込み客は、1990年から2000年と比較すると大幅な減少となっております。本巢市では、市の魅力発信を観光プロモーションなどで積極的に実施され、観光や特産物をより多くの人に認知してもらうことにより、観光客の呼び込みや地域特産物の販路拡大に努めておみえでございます。

全国の観光地では、外国人旅行者が集中し、入場制限などの対策に迫られる自治体もあります。残念なことに、本巢市をはじめ淡墨桜への海外からの観光インバウンドはゼロに近いのではと思います。もう一步踏み込んだ攻めの誘客活動も必要でございます。

動画配信のプラットフォーム上でオリジナル動画を配信するユーチューバーを活用し、国内はもとより海外観光客の誘客を積極的に推進する必要があります。また、地域おこし協力隊募集要項のミッションにもユーチューバーを加え採用するのも一つの協力隊の活用方法かと思います。

そこで、(3)の魅力発信にユーチューバーの活用のお考えを産業経済部長にお聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えします。

国指定の天然記念物であります淡墨桜は、本巢市の代表的な観光資源であり、日本3大桜の一つとして認知されており、毎年桜の開花時期には市内外から大変多くの方が淡墨桜を見に本巢市を訪れます。一方で、議員御指摘のとおり、年間の観光客はピーク時には30万人を超えておりましたが、現在はおよそその3分の1の10万人程度まで減少しています。

本市では、市の魅力を広くPRするため、市のホームページの充実のほか、ユーチューブ本巢市公式チャンネルによる動画配信やSNS等による情報発信を行っています。また、市観光協会では、ホームページのPRのほか、本巢市観光マップシステムなどにより、少しでも多くの方に淡墨桜をはじめとする本巢市の観光資源を知っていただくために、市内の観光情報を発信しています。

しかしながら、新型コロナウイルスなど時代の変化に伴い、人々の生活様式も大きく変わったことや、インバウンド需要の増大など、観光の面においても人々のニーズが変化していることから、それに即した本巢市の魅力を発信することが重要であり、議員御提案のユーチューバーの活用によ

る本巢市の魅力発信は、近年、民間企業でも多く取り入れられているインフルエンサーマーケティングの一つであり、効果的な方法であると思います。

例えば、本年２月に市内全世帯に配布した市制20周年記念魅力発信カレンダーの写真は、知名度のあるカメラマンを起用し、淡墨桜をはじめ本巢市のすばらしい風景を撮影したものであり、その画像は多くの方々に届けることができました。このカメラマンは自身のInstagramで6万2,000人、X、旧のツイッターになりますけれども1万4,000人のフォロワーがいるインフルエンサーでもあり、こういった方を活用し、淡墨桜の魅力を全国のみならず海外に向けて情報発信を行うことで、多くの方を集客できるよう検討したいと考えています。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

ただいま答弁ございましたが、淡墨桜に限らず、市内にもほかにも観光スポットをはじめ食の魅力も多くあります。魅力ある配信をすることにより、観光客が増えれば必然的に対応する商いが増え、経済効果も期待できると考えます。どうかお役所言葉の「検討します」にならないよう、取組に期待をいたしております。

次に、3の根尾谷断層、中地区の左横ずれ断層について、2点お聞きいたします。

議員各位の議席に、さきの委員会で視察を行いました中地区横ずれ断層の資料1、2、5を配付しましたので、質問に合わせて見ていただきますようお願いをしておきます。

1891年のこの地域を震源とした濃尾地震は、内陸地で発生した直下型地震では最大級でマグニチュード8.0、震度7での地殻変動は全長80キロメートルに及ぶ根尾断層系として各地で見られました。とりわけ根尾谷水鳥地区に出現した断層崖は、小藤氏や大森氏により震災直後に報告され、その写真などが世界的に流布したこともあり、地震活動との関係が明確に特定される断層として世界的に有名になりました。水鳥の断層崖が地盤変動により6メートルの垂直ずれを代表する地点であり、そこから北西4キロメートルの中地区にある田畑の境界が明確に残され、平均7.4メートルの水平ずれが見られるのが、中地区の左横ずれ断層の始点でございます。

根尾谷断層の水鳥断層は昭和2年に国指定を受け、その後昭和27年に特別天然記念物に指定されました。中地区の横ずれは平成18年に本市より追加申請され、平成19年国指定特別天然記念物、根尾谷断層中地区の左横ずれ断層として追加指定を受けた重要な震災遺産でございます。

そこで、(1)の保護保存の現状を教育委員会事務局長にお聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木教育委員会事務局長に求めます。

高木局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、保護保全の現状についてお答えのほうさせていただきます。

明治24年10月28日に発生した濃尾地震によって生じた地殻変動は全長80キロにも及び、根尾谷断層系の各所で見られました。その地殻変動で垂直ずれを代表するのが水鳥の断層崖で、それに加えて水平ずれを代表する地点が中地区の左横ずれ断層です。この水平ずれは最大9.2メートル、最小6メートル、平均で7.4メートルとなっております。この中地区の左横ずれ断層は、地域の方の協力の下、国指定の特別天然記念物として平成19年2月6日に追加指定されました。

横ずれ断層の屈曲した様子を示す特徴は、畑の境界を示しているお茶の木あるいは小径です。断層は年月とともに風化していきますが、垂直ずれは、多少崩れても段差があれば断層として確認することは可能となります。しかし、水平ずれは、断層の特徴を示すお茶の木が切り取られたり小径が整備されたりしてその痕跡がなくなると、確認が不可能となります。その断層が現在もなお水平ずれが確認できる状態に残っているのは、代々の土地所有者や地元の方が、農作物の生産や日常生活がある中で、100年以上も長きにわたって残す努力をされてきたことによるものでございます。

このように、濃尾大震災を語り継ぐ大変貴重な文化財である中地区の左横ずれ断層を将来にわたって保護・保存していくとともに、より多くの方がその価値を学び、次世代に発信する取組をする必要があると考えています。そのために、地震の痕跡を知る貴重な断層として確認できるように、継続した維持管理に努めます。加えて、地震についてより多くの方に知っていただくための見学コースや、将来の語り部活動にもつながる育成プログラムを作成するなどして、その価値をより多くの方につないでいくための環境整備に努めてまいります。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

それでは、1の再質問をさせていただきます。

見学コースや将来の語り部部会にもつながる育成プログラムを作成し、指定地全体の環境整備に努めてまいりますとの答弁でなかったかと思いますが、現在でも要望があれば断層館の語り部が対応しており、また、見学コースの案内などは断層館に常備されているかと思いますが。

今、答弁されました具体的に環境整備について案があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

教育委員会事務局長 高木局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、お答えのほうさせていただきます。

水鳥の断層崖と中地区の左横ずれ断層を合わせた見学コースを紹介してまいりたいと考えております。また、淡墨桜を見学された方が、この中地区の左横ずれ断層を見学するような案内のほうも進めてまいります。また、語り部活動につきましては、ホープ防災リーダーズが次世代の語り部として活動していきたいとの意思も持っております。既に研修に向けて計画をさせていただいており、

語り部活動につなげていけるように進めてまいります。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

それでは、2つ目の再質問でございますが、文化財保護法に基づき所有者に依頼し、維持管理に努めており、継続して維持管理に努めますとの答弁かと思います。しかし、現状では到底維持管理がされているとは思えない状況でございます。

文化財保護法では、土地所有者が維持管理に努めなさいということとなっております。そうしますと、高齢や代替わりなどで維持管理が困難な場合、文化庁が所有者に代わって維持管理を行う管理者や管理団体を指定することができるのではないかと思います。自治体や自治会が担い手となり、主体的に取り組む管理者となるのが本来のあるべき姿ではないかと思いますが、いかがでございますか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を高木局長に求めます。

高木君。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

まず現在ですけれども、管理団体につきましては本市という形になっております。しかし、内容につきましては、指定地内の日常管理、こちらは土地所有者が実施をすることになっており、現状、本市としましては、この現状変更が伴う場合の必要な手続などを行うということになっております。

議員の御指摘のとおり、この日常管理も含めまして今後の維持管理等継続的に実施できるように、所有者と協議のほうを進めてまいりたいと考えております。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

同じようなことになるかと思いますが、(2)の今後の適切な保護保存の考えをお聞きしたいと思います。

地震の痕跡を明瞭に残すものであり、垂直ずれに水平ずれが加わることで、今以上に学術的や歴史的な価値ある貴重な遺産と言えます。また、所管は違いますが、観光スポットを点で結ぶ観光資源として活用も図ることができます。

現状では、特別天然記念物の史跡としては、これがと疑問に感ずる管理状態ではないかと思えます。適切な保護保存の必要を考えるため、今後の適切な保護保存の考えを教育委員会事務局長にお聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木教育委員会事務局長に求めます。

高木局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、今後の適切な保護保存の考えについてお答えさせていただきます。

市内の指定文化財の管理につきましては、文化財保護法に基づき所有者の方に依頼をしており、この中地区の左横ずれ断層も同様に所有者の方に日常的な管理をしていただいております。

この断層は、追加指定された面積といたしまして6,634平方メートルであり、そのうち市有地は49平方メートル、民有地は6,585平方メートルとなっており、その大半が民有地であり、約10名の方が土地を所有しております。

指定される頃までは指定地全体が大変整備されており、土地全体が左横ずれの断層であると確認できる状態でした。ここ数年の指定地全体を見てみますと、雑木林になっていたり様々なものがあったりして、左横ずれ断層の特徴であるお茶の木、小径は確認できる状態ですが、指定地全体の維持管理が行き届いているとは必ずしも言えないのが現状でございます。その要因は、指定当時の所有者に代替わりがあったことや生活様式の変容など様々のことが考えられます。

この中地区の左横ずれ断層を将来にわたって保護保存することは、地質学的にも非常に価値の高いものであることを伝えるだけでなく、濃尾地震の恐ろしさや脅威を後世に残せ、今後起こり得る地震に備えるためにも残す必要があると考えております。

そこで、指定地全体を維持するために、所有者や地元の方々との協議を重ね、将来にわたり持続可能な管理ができる体制づくりに努めてまいります。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

2の再質問でございますが、ただいま指定地の面積は約6,000平米、既に荒廃や樹木の植栽がされておるところもあります。将来にわたって全体の維持管理ができる体制づくりに努めてまいりますとの御答弁でございました。全体の体制づくりの前に、現況でお茶の木、また小径が確認できる箇所管理状態にも問題がございます。まずは、その体制づくりを先行する必要があると考えます。

また、所有者や地元と協議される中で、維持管理は現在も行われております水鳥断層に含めるのも一つの手法かと思いますが、2点についてお聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を高木事務局長に求めます。

高木君。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それではお答えのほうをさせていただきます。

まず、土地所有者の方と、また地元の方々との協議を早急に実施を進めてまいりたいと考えてお

ります。また、議員の御指摘のとおり、見学していただく範囲だけでも維持管理ができる体制を構築していきたいというふうに考えております。

将来にわたって維持管理をしていくための体制づくり、こちらは大変必要でありますので、先ほど議員が申し上げましたとおり水鳥の断層崖の管理方法など、こちらのほうを踏まえて様々な事案を想定した、誰がどこを管理、どのように管理していくかなどの協議のほうを重ねて進めてまいりたいというふうに考えております。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下君。

○15番（道下和茂君）

ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩します。短いですが、11時から再開します。

午前10時55分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

鏑本議員が所用のため、ちょっと席を外されておりましたが、また入場されております。

続いて、1番 吉村知浩君の発言を許します。

吉村君。

○1番（吉村知浩君）

通告に従い、大枠3点質問させていただきます。

早速、1点目の質問に入らせていただきます。

1点目、市職員の専門職の起用についてです。

先ほど、高田議員からも少し出た行政視察の件で、兵庫県小野市に行ったときに、本巢市はすごくこの財政規模に対して職員数は少ない、この職員数で運営しているから財政的に圧迫されずにいるんだというお褒めの言葉をいただき、本市の議員として鼻が高かったことを覚えています。

だからこそでもあるのですが、この専門職といった部分、すごく有効ではないかなと思い質問させていただきます。

それでは1点目、本市において専門職の起用はどの部署にどんな専門職が何名ほどいるのか、企画部長にお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市の職員につきましては、限られた人員で最大の成果を上げるべく、平成23年に定員適正化計画を策定以降、業務の効率化や事務事業の見直し、また民間委託の推進や職員研修などによる人材育成に取り組み、適正な定員管理に努めているところでございます。

その中で、本市では職務上必要となる資格や免許を有する資格免許職を専門職として採用しております。必要な部署へ配置をしております。

現在、本市の正職員における専門職の状況を申し上げますと、市民部が所管する根尾診療所及び本巣診療所に医師2名、看護師4名、放射線技師1名を配置いたしております。また、健康福祉部では市民の健康相談、保健指導、健康診査などの業務を担う保健師13名、看護師1名、管理栄養士1名、歯科衛生士1名を配置しております。教育委員会では、市内の8つの幼稚園に幼稚園教諭や保育士、教諭の資格を有する職員61名を配置しております。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村議員。

○1番（吉村知浩君）

再質問をお願いします。

ただいま、平成23年に定員適正化計画を策定したとありましたが、スパンは何年から何年までで期間を見込んであるのかというのが1点、あとこの新庁舎によって庁舎の統合がありましたが、それは見込まれての計画なのかをお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答え申し上げます。

まず、1点目の計画期間についてでございます。

23年3月に当初の定員管理計画を策定したということでございますが、これは計画期間5年ということになります。第2次は、平成28年から令和2年までを第2次として計画をいたしてございまして、現計画は令和3年から令和7年の5年間を計画期間としたものでございます。

2点目のどこまでの範囲かということでございますが、これについては正職員を対象として、この庁舎の統合を考慮したものかということでございましたので、2点目の御質問に対しての答えは庁舎の統合を見込んで計画をいたしております。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1番（吉村知浩君）

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

専門職を起用するメリットとデメリットは何か、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

専門職を起用するメリットでございますが、急激な社会環境の変化や多様化する市民ニーズへの対応など行政の内容が専門化・高度化する中においては、特定の分野において高度な知識や豊富な経験を有する専門職の起用は、即戦力として業務に取り組むことができ、いち早く成果を出すことができるメリットがあると考えております。

一方で、デメリットといたしましては、その専門性から配属先が限られることになり、結果、在籍期間も長くなることで組織の新陳代謝が滞ることとなります。それにより、特定の部署に職員が固まるため、キャリアの上限が決まってしまうことから、職員のモチベーションの低下にもつながるケースが想定されます。

また、効率的な行政運営を進めるためにも、適正な定員管理に努める必要もあり、先ほどの組織の新陳代謝などを考えますと今以上の専門職を起用することが非常に難しいといった課題もある中で、どうしても業務の属人化を招くおそれもあり、問題発生時のフォローもできないケースが出てまいります。さらに、その職員が退職した途端に知識や技術がその所属から失われることになりかねないといったことも上げられます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1番（吉村知浩君）

メリットは、またより質の高い市民サービスにつながるのかなといったことがメリットとして上がるのかなと。一方、デメリットとしては、聞く限り、その程度問題、バランス等をよく吟味することで防ぐこと、また職員が退職したときにその知識や技術が奪われる、それは今も一緒じゃないかなというようなことで、この専門職に限ったデメリットではないかなというようなことを感じました。

事前に、資料のほうをつけさせていただいています。

資料1のほうには、この岐阜県下の市町村で職員採用、専門職の採用ではないということで、例えば工業高校や工業大学を出た子が採用された場合には、ここに丸がついているような形になっているようです。

これを見ていただくと分かる通り、ただ一般職採用でということでもありますが、例えば土木技師については、本巢市、安八町、白川町のこの2町1市の中に含まれてしまっている。ざっと見ると、本巢市少し劣っているな、ちょっと寂しいなといったような資料が1点。

資料2については、さきに本巢市建設協会で配付された、協会から市に対する要望とその回答についてです。

工事点数をつけてくれという話、その中で、ちょっと同等の資格を有していないからそれによって工事から省くようなことになりかねず、危険を防ぎたいというような内容の答弁が市の担当者から上がってきました。

実際、私は建設業を営んでいたということもあり携わっていますが、決して本巢市の建設部の職員は劣っているわけではないと思っています。皆さんしっかり勉強をしていて、厳しく僕も常々指導されて、市役所の担当の方々に育てられて仕事を覚えてきました。

だから、一つの言い訳みたいなものにはなっているかとは思うんですけど、ただこれを見て分かる通り、本市の弱点というか、そういった側面も出ているのではないかなと思います。

それで、小さい(3)の質問にいきます。

今後、専門職を起用する予定はありますか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

持続可能な市政運営に向けて、市民サービスのさらなる向上と高度化、多様化する行政課題に対応していくためにも、限られた人員の中において、より専門的な知識や経験を持った職員を確保・育成していく必要があると認識しております。

そうした中、専門職の確保につきましては、先ほど御答弁させていただきました医療職や保健師、保育士などの資格免許職については、定員適正化計画を基に適正な定員管理に努めていきたいというふうに考えております。また、それ以外にも、介護や医療、福祉、教育などの専門性の高い分野では、任期に定めがあります会計年度任用職員を専門職として現在も採用しておりまして、それぞれの専門分野でのその知識や経験を生かし、業務に当たっていただいております。

次に、専門的知識や技術を持った職員の育成についてでございますが、市では職員に知識や技術を習得させるため、様々な取組を進めております。

1つ目は、配属された所属での必要となる資格取得でございます。それぞれの所属職員は、業務に必要な専門知識やスキルを身につけるため、養成機関や講習会などを受講し、健康福祉部では社会福祉主事を、水道環境部では水道技術管理者の資格を取得しているところでございます。

2つ目は、人事交流による職員のスキルアップでございます。現在、本市では土木など技術系の専門的知識の習得のため、国土交通省や岐阜土木事務所、さらには揖斐農林事務所と人事交流など

を進めております。

市から派遣した職員は2年間、派遣先で知識を学ぶとともに、市では派遣いただいた県職員から指導をいただくことで業務の専門性を高めております。現在、2名の職員を派遣しておりますが、これまでに24名の市職員を国や県に派遣をし、技術系の知識の習得を図るとともに、そこで培ったノウハウを関係部署へ還元できるよう帰任時の職員配置にも配慮をしております。

3つ目は、人事異動でございます。それぞれの所属において専門的な知識や技術が必要な場合や、中長期的な課題へ取り組んでいる場合などには、職員の知識や能力に鑑み、弾力的な対応をもって配置を行っております。また、過去に経験した業務に上位職として再び配置をし、指導的役割を担わせることで所属職員の専門的能力のさらなる伸長を図っているところでもございます。

このほかにも、各部局において業務上必要となる専門能力を向上させるため、市町村研修センター等で専門研修を通じて職員のスキルアップを図るなど、各分野におけるスペシャリストの育成にも努めております。

今後こうした取組を通じて、専門性の高い職員の確保・育成に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村議員。

○1 番（吉村知浩君）

再質問をお願いします。

今の答弁の中で、介護や医療、福祉、教育などの専門性の高い分野では、任期に定めのある会計年度任用職員を専門職として採用しているというような答弁がありましたが、1点目の質問の中で出た定員適正化計画の中にもこの会計年度任用職員の枠は含まれるのかどうか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

この定員管理適正化計画は正職員を対象としておりまして、会計年度任用職員はこの数には含まれておりません。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村知浩君。

○1 番（吉村知浩君）

ありがとうございます。

定員適正化計画の中であぶれたというか、ここ本当は必要なんだけど計画に載っていないから会

計年度任用職員で対応すればセーフみたいな部分が含まれるのかなといったような印象を受けざるを得ません。

介護、医療、福祉、教育、そのほとんどが、困っている市民のまず一番初めの窓口になる職員たちです。僕たちが市民の人から何か相談を受けたりなんかしたとき、大体その人たちの窓口に当たっているのはこの会計年度任用職員の人だったりします。そこでよく会計年度任用職員の人から話を聞くと、僕ははっきり正職の人かなと話を聞くと、私は会計年度任用職員なのでみたいな部分の話をされることもよくあります。

特に、保健師やそういった人たちは、なかなかどこも引く手あまたというか、皆さんが欲しがっている、分母が大きい、皆さんが求められている職でもあるとよく聞きます。例えば、隣の市町村で正職での採用があるよ、うちおいでよと言われたときに、とても優秀なうちの職員が引き抜きに合う、そんなことが容易に想像できるのではないかなと心配しています。

窓口業務に当たっていただけるうちの会計年度任用職員の人たちは、あまり本当に悪いうわさを聞いたことなく、僕たちに様々な知識を与えてくれて、本巢市の現状はこうだよ、もっとこうなるといいねと、いつも夢を語ってくれる、そんな会計年度任用職員の人たちがたくさんいます。しかし、その人たちの労働環境は正職として雇用されることなく、来年もまたここで働けるかどうかの確証もないまま頑張ってくれているというのが現状です。

本巢市にとってすごく大切な職員の方々をしっかりと雇用して、お互い安心して仕事ができるような環境づくりになるように、ぜひ本当に必要なところには必要な人材をしっかりと配置できる、そういった市になるといいなと思っています。

令和3年から令和7年という期間で、今運用しているこの定員適正化計画、もうすぐ令和7年を迎えるに当たって見直しが入ると思います。そのときには、ぜひそういった部分も加味して積極的に本当に必要なところにはバランスを持った専門職の配置ができるよう検討していただきたいなと思います。

それでは、大枠2点目の質問に移らせていただきます。

県道北方真正大野線の整備について質問させていただきます。神明地内を走る東西に延びる道路のことです。本路線は岐阜バスの路線でもあり、神明地内では道が狭く、車が一方から来るともう一方の車は待つて擦れ違って通るような状況が続いています。

(1)の質問で、整備の必要性はどのように考えているか都市建設部長にお聞きます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、お答えします。

県道北方真正大野線は、本市と北方町、大野町とを結ぶ路線で、岐阜バス大野忠節線も運行され、生活や経済活動に欠かせない大変重要な路線と認識しております。

議員御指摘のとおり、特に下真桑大門交差点から西の東海環状自動車道高架付近の区間では、狭小で線形が悪く、見通しもよくないため、大型車両の擦れ違いは困難で、また歩道も設置されていない状況であります。朝夕の通勤帰宅時間帯には交通量も多く、事故の危険性が高まることが考えられ、車両の擦れ違いはもとより、特に自転車・歩行者等の安全・安心が確保されるよう整備の必要性は高いと感じております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村議員。

○1 番（吉村知浩君）

それでは2つ目の質問、県道ということで県への依頼の現状と今後の予定を教えてください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

県への依頼の現状について、お答えいたします。

県道北方真正大野線の整備につきましては、これまでも度々道路管理者である岐阜土木事務所に對して要望を行っており、令和6年度の事業調整会議においても、バイパス案の検討も含め道路改良の要望箇所としております。現在、県における市内での優先整備路線は、都市計画道路長良糸貫線の整備となっています。また、緊急輸送道路や通学路の安全対策事業などを優先的に整備しており、現時点では本路線の新規事業化は困難であると回答をいただいております。

市としましての重要性はさきの答弁のとおりでありまして、今後も継続して県との事業調整会議の中で事業における課題を整理するなど、事業化に取り組んでまいりたいと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村議員。

○1 番（吉村知浩君）

必要性の把握と、県への要望をしっかりと行っているということで安心しています。

なぜ今、このことを一般質問でという部分ですが、この代替路線の土地の所有者は、皆さんも御存じのとおり、今なら安く買いたたけるのではないかと思います。これを機に、なるべく安く土地を購入して市の負担を少なく、市民にとって有意義な道路整備になるように。少し聞いた話のところ、さきの県との協議会の中ではうちの市長からも強い言葉で要望をいただいたというようなことも聞きました。

長良糸貫線、まだまだかかるようなことも聞いていますが、ただその後で県の工事がなくなるようでは少し寂しい。そうでなくても、もうちょっと県の工事、市内でやっていただいてもいいんじゃないかなと思っています。ちょっと少ないなと思っています。ぜひ、強い要望を引き続き粘り強

くしていただいて、早期にこの道路が着工できるように努めていただければと思います。

それでは、大卒3点目の質問に移ります。

ペアレントトレーニングについてです。

全ての育児に関わる親は、常に悩みながら子育てをしています。少しでも、精神的負担の軽減ができればと考えています。

それでは、教育長に質問です。

ペアレントトレーニングの必要性について、どう考えているかお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

ペアレントトレーニングの必要性についてお答えします。

ペアレントトレーニングとは、保護者が子どもの行動を客観的に見つめ、子どもへの認知を肯定的に修正し、子どもの発達を促したり、行動の仕方を改善したりすることを目的とした子どもとの関わり方を学ぶプログラムです。

2015年の厚生労働白書では、子育てに不安を抱える保護者、特に母親は77.3%に及ぶことが報告されています。そうした保護者の不安を軽減するための一助として、ペアレントトレーニングは開発されました。

このトレーニングは、保護者の養育スキルの向上や子育てのストレスの軽減、子どもの適応力の向上、問題行動の改善などに効果があると言われています。また、少人数のグループによるトレーニングは、特に子育てで孤独感を抱きやすい発達障がいのある子どもの保護者にとって、同じ悩みを持つ保護者や支援者と出会い、互いの思いに共感し合いながら相互に支え合える関係性が生まれるといった効果も期待できます。

落ち着きがない、同じ失敗を繰り返す、気が散りやすいといった特性のある子どもたちは、わざとではないのに叱責され、自尊感情や自己肯定感を著しく低下させてしまうことがあります。同時に、我が子の姿にいらいらを募らせ、自分の育て方を責め、苦しい思いをしている保護者もたくさんいます。そんな思いをしている子どもや保護者を一人でもなくしたいと強く願います。

そのためにも、様々な場でペアレントトレーニングを取り入れていく必要があります。子ども本人が悪いわけでも努力不足でもなく、また保護者の育て方の問題ではないことを十分に認識し、子どもの見方や関わり方を変えるという、このトレーニングの意義は大変大きいと捉えています。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村議員。

○1番（吉村知浩君）

それでは、2点目の質問に移ります。

本市でペアレントトレーニングの実績があるのかどうか、お答えください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

ペアレントトレーニングの実績についてお答えします。

本市においても、子育てに不安を抱える保護者は多く、教育委員会や園、学校に多くの相談が寄せられます。特に、発達障がいやその疑いのある子どもを持つ保護者からの相談は年々増えています。

それに対し、教育委員会の子ども支援対策監や教育相談総括指導員、さらには各学校に配置している教育相談員たちが、子どもの発達段階を考慮しながらペアレントトレーニングの核となる要素や理論を十分に理解し、保護者の相談に当たっています。また、有効性を様々な場で紹介したことにより、本年度、保護者と教員を対象にペアレントトレーニングを学ぶ講演会を開催した小学校もあります。

さらに、就学前の子どもに対しては、保健センターにおいてペアレントトレーニングの簡易版であるペアレントプログラムを取り入れた「にこにこ教室」を実施しているほか、療育センターにおいても同様のプログラムを取り入れて子育てを具体的に支援しています。

しかしながら、市として体系化された継続的なペアレントトレーニングは実施できていませんので、その理論や手法を生かした相談、支援活動を段階的に進めていきたいと考えています。

〔１番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○１番（吉村知浩君）

それを踏まえて、３点目、今後の計画について教えてください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

ペアレントトレーニングの今後の計画についてお答えします。

全国的にペアレントトレーニングの導入を検討している自治体は多くあるものの、統一化されたトレーニング方法が確立されていないこと、さらには支援に当たる専門性を有するスタッフが不足していることから、普及に時間がかかっているのが実情です。しかしながら、ペアレントトレーニングはその有効性が検証されており、困っている子どもや親のためにもぜひ実施していきたいと考えています。まず、無理のない範囲で、できるところから着手してまいります。

現在、適応指導教室「本巣の学び舎」では、主として不登校児童・生徒の保護者を対象とした親

の会を開催していますが、まずこの会でペアレントトレーニングを取り入れ、広く参加を募っていきます。今後、本格的なペアレントトレーニングの導入に向けて、子ども支援対策監を中心に、既にこうした取組を実施している岐阜市子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」と連携し、長期的視野に立った計画立案を進めていきます。さらに、健康、福祉、教育それぞれのリソースやスキルを生かしながら、子どもや保護者にとって切れ目のない効果的な支援ができるような体制づくりにつなげていきます。

このような取組により、悩み、困っている親子の行動改善を図り、自尊心を高め、子どものきらきら光る個性や得意なことを伸ばせる実践にしていきたいと思います。

〔1 番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

吉村君。

○1 番（吉村知浩君）

ただいまの答弁の中で、子どものきらきら光る個性や得意なことを伸ばせる、そういったことにしていきたいとありました。

僕の友達も、何人か発達に問題を抱える子どもたちを育児している友達がいます。その友達の子どもたちは、時として個性が強く、強いこだわりを持って物事に取り組むことができる子どもたちです。いち早くその個性やこだわりに目を向けて、一緒にその個性を伸ばしていけるような環境づくりができると一番すばらしいなと思っています。

先ほど、エールぎふの話がありました。その中に、このペアレントトレーニングを語る上で、県の施策の中でペアレントメンターという制度があります。ペアレントメンターとは、発達に問題を抱える子どもたちを育児・教育した経験を持つ親が、またペアレントメンターとして勉強し、同じような悩みを抱える親たちの指導の手助けをするといった制度です。

これは県の制度なので、市がどうこうということがなかなか言いづらいかとは思いますが、実際に、例えば福祉部や教育委員会にその発達育児が終わった親の人たちが、私のすごく大変だった経験を何かの役に立つことができればまた教えてほしい、そういった声があるようです。実際に、両方のところから聞きました。1 個目の質問の会計年度任用職員の方ですが、そういった人たち、本巣市の資源だと思います。すごく大切な資源だと思います。

うちの子どもも心臓にちょっと疾患があって、初めのときにすごく悩んだことがあります。子どものことってすごく親は精神的に参っちゃうので、一番なるべく早い段階で大丈夫だよと言ってほしい、一緒に悩んでいこうよと思ってほしいなと思います。そういったことのペアレントトレーニングになると一番幸いかなと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。中途半端な時間になると駄目ですから、午後 1 時から再開をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、時間になりましたので会議を再開いたします。

ただいま、議席番号11番 高田浩視君がよんどころない所用により退場されましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

続いて2番 高橋知子さんの発言を許します。

高橋議員。

○2番（高橋知子君）

通告に従いまして、順次質問させていただきます。

主に3つの質問を予定しています。

今回から新庁舎での議会となりますが、このように本巢の木が生かされ、じゅうたんにはたくさんの桜があしらわれ、こんなすばらしい議場で発言できることを本当にうれしく思います。この新庁舎ができるまで御尽力してくださった全ての皆様、本当にありがとうございました。また、分庁舎からの引っ越しは物理的なものからシステム譲渡的なものまで本当に大変だったかと思いますが、スムーズに開庁できるまで汗をかいてくださった皆様も本当にありがとうございました。この庁舎がより生かされ、大人も子どももよりわくわくするようなまちになっていくよう、私も私の使命をしっかりと果たしていきたいと思います。

さて、今回の新庁舎が開庁されたことにより、多くの式典など様々な場面で、市長から、これからの本巢市が目指すところなどの本巢市の今後の方向性などが語られています。その大きなテーマは、本巢のブランドコンセプトにもある持続可能なまちとして発展していくことです。

持続可能なまちになるためには、様々な分野で様々なことが必要となりますが、私は持続可能な最も重要な要素は人だと思っています。人がいるからこそ様々なことが動き続け、まちが持続することができます。

ですから新庁舎の最初の質問は、人の中でも特に子どもたちやこれから生まれてくる子どもたちのことにしようと思ってきました。ノーベル経済学賞を受賞したジェームズ・ヘックマン氏は、人的資本投資の収益率について次のように提唱しています。公共投資の収益率が最も高いのは、妊娠期から乳幼児期、大きくなって取り返しがつかないくらい困っている子を助けることはもちろん必要なんですけれども、そもそも本当に困る前に困らないように手を打つほうがお金も時間も労力も最小限で済むということです。私も、自分が産後ケアを受けたり、たくさんの親子と出会う中で、このことをとても実感しました。

一般的な行政の対応は、昔からどうしても後手後手になりがちです。仕組み的に致し方ないというのは重々承知していますが、そういった行政の体制そのものを、ほかの市町の動向は関係なく本

巢市から意識を変えてほしいという思いを込めて質問します。

まず1つ目の大きな質問は、妊娠、出産、子育ての応援事業についてです。

皆さん、多くの子育て世代がぜひ本巢市で子どもを産み育てたいと思うためには本質的には何が大切だと思われますか。ぜひ、当事者の気持ちになってお考えください。全ての妊婦がより安心して出産し、健やかに子育てができるような環境であるか、保健センターが統合された影響など、20周年の節目でいま一度本巢市の現状を把握し、当事者目線で見必要があるのではないかと思います質問します。

まず、実際に本巢市が合併してからの出生数、出生率の推移をお聞きます。ちなみに、出生率とは人口1,000人に対する出生数の割合で、よく報道される合計特殊出生率、これは15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に出産する子どもの数に相当しますが、これとは別物です。では、お願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を加納市民部長に求めます。

加納部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えいたします。

出生数につきましては、本市に提出された出生届の件数でお答えさせていただきます。

本市が合併した平成16年度に本巢市に提出された出生届の件数は311件です。その5年後の平成21年度は283件、平成26年度は256件、令和元年度は183件、令和5年度は168件と年々減少しており、この20年間で46%減少しております。

また、出生届の件数を基に人口1,000人に対する出生数の割合である出生率を計算しますと、平成16年度は8.9%、平成21年度は8%、平成26年度は7.3%、令和元年度は5.4%、令和5年度は5.1%となっております。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

岐阜県のホームページでは、本巢市の出生率は平成16年、つまり2004年で299人、令和5年、つまり2023年では149人で、多少の誤差はありますが出生届の数と大体同じです。ちなみに、日本全体と岐阜県の出生数と出生率ですが、日本全体は平成16年は、20年前です、出生数111万835人で出生率8.8%、令和5年は出生数72万7,277人で出生率6.0%、岐阜県は平成16年は出生数1万8,935人で出生率9.0%、令和5年は出生数1万1,116人で出生率5.7%となっていました。本巢市は、全国はもちろん岐阜県と比較しても減少率が本当に高いということがよく分かります。

この現状から、市制20周年が経過した今、何となくではなく、しっかりと数値目標を立てるくらいで市が一丸となって取り組んでいく方向で今後の20年を考えていくべきではないかと私は思いま

す。

ある子育て世代の政治に関する調査によると、プレママ・ママの約7割は妊娠・出産を経て政治への関心が高まったと回答しています。結婚や妊娠や出産は、学生から社会に出て恐らく今まであまり来ことのなかった市役所や保健センターなどの行政の場に久しぶりに足を運ぶ機会になる方が多いかと思います。私自身も、議員になろうと思ったきっかけは子どもを産んだことによって生まれた気持ちで、私のあらゆる要望の原点でもあります。この最初の機会に、まずは本巢市に好印象を持ってほしいと思います。

では、令和4年から4月1日以降に妊娠された方から対象となりました現在の本巢市の妊娠期から産後の応援事業の現状と、またその課題はあるのかをお聞きします。お願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

妊娠期から産後の応援事業は、令和4年10月に物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策であります国の経済的支援事業で、妊娠・子育て家庭への一貫した伴走型支援と経済的支援を一体的に実施するものであり、本市におきましても令和5年2月から9月までの経済的支援といたしまして、妊婦5万円、生まれた子ども1人につき5万円を現金で給付し、10月からは国が推奨する電子クーポンでの給付に変更したところでございます。

電子クーポンの使用可能な電子カタログサイトの出産・子育て応援ギフトプラットフォーム「ぎふっこギフト」では、出産・子育て関連商品の購入のほか、子どもの預かり事業などを実施する瑞穂市・本巢市ファミリー・サポート・センターや助産師によるアウトリーチ型、家庭訪問でございしますが、産後ケア事業などの人的サービスにも利用可能となっておりますが、電子クーポンの使用期限が生まれた子どもが2歳になるまでと比較的期間が長いことから、支援の即効性や使途自由度の高い現金給付と違い、電子クーポンは給付後すぐに使用されないという状況が見受けられております。

また、家事代行サービスや産前産後のお手伝いサービスなど、ぎふっこギフトに掲載された利用したい人的サービスであっても、本市がサービスの対象エリア外であるなど、電子クーポンでの給付には制約もあり課題もございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

現金の給付からぎふっこギフトという電子クーポン的なものになったというお話でした。

ただいまの御答弁の中にもありました出産及び子育て応援ギフトについて、引き続きお話をお聞

きします。

御答弁の最後にもありましたが、本巢市のママたちには利用できないサービスというのがその中にはあります。出産及び子育て応援ギフトの意義と、御利用になった市民の方の手応えはあるのか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

出産・子育て応援ギフトの開始経緯といたしましては、日本経済の再生を目的とした経済的支援事業であり、国の制度設計上、ITを活用した現物給付が都道府県や市町村に推奨されていたことから、昨年10月から現在の電子クーポンでの給付に変更しておりますが、先ほども答弁させていただいたとおり、支援の即効性や使途自由度の高い現金給付のほうが市民からの手応えはあったのではないかと考えております。

こうした中、令和6年2月にはこども家庭庁から出産・子育て応援給付金や伴走型相談支援の事業根拠を法律に基づく法定事業とするため、現行の子ども・子育て支援法、児童福祉法を改正し、令和7年度から適用するという方針が新たに示されており、主な変更点といたしましては出産・子育て応援給付金が妊婦のための支援給付となることにより、給付対象者が養育者から妊婦となることや給付額の算定基礎が妊娠の届出をした妊婦と出生した児童数から、妊娠の届出をした妊婦と妊娠している子どもの数となり、流産や死産の場合であっても給付されることとなります。

また、この改正によって現金での給付も可能となりますが、現在、国による制度変更に伴う移行調査中であり、県も対応を協議中であることから、国や県、近隣の自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

来年度からは、全ての妊娠された方にさらに行き届いた給付になるというお話でした。

さて皆さん、今の御答弁をお聞きになる中でお気づきになられたと思いますが、この給付は国からの給付であるわけで、どの市町に住んでいても金額的には同じです。しかし、同様の金額の給付であっても、その使い方の詳細は一応各自治体で決定できるわけです。ここで、いかに当事者の方々に寄り添えるかどうか、ある意味本巢市が選ばれるポイントの一つにもなるのではないのでしょうか。

例えば、市民の方のお話によると、今段階でぎふっこギフトの中にさるぼぼコインに交換できる項目というのがあるそうです。もとまる商品券とさるぼぼコインの大きな違いは、電子化されてい

るかされていないかです。さるぼぼコインは飛騨地域限定の電子地域通貨ですが、高山市とか一つの市だけでなく飛騨市や白川村でも利用でき、加盟店での支払いに使うことができるほか、ユーザ一問での送金も可能です。現金が一番使いやすいのは間違いありませんが、給付というものは今後もしろいろとあるでしょうから、以前から話題に上がっているもとまる商品券などの地域通貨の電子化も考えていかなければならない一つの課題だと思います。

また、利用者のママたちからはどう思われるか分かりませんが、あえて直接会って面談をした方のみに現物で支給する、全ての妊婦さんから直接お話を聞く機会をつくる自治体というものもあるそうです。来年度に向けて、ぜひ市民の方にとって一番いい方法を御検討いただければと思います。

では次に、乳幼児健診についてお聞きします。

以前より、本巣市の乳幼児健診は手厚く、細部にわたり子どもの発達などを確認してくれると定評があり、昨年は社会性の発達困難を早期に発見できる乳幼児健診として、中部学院大の別府教授らが10年の研究成果をまとめた書籍「子どもの社会的行動のアセスメント」の中でも大々的に取り上げられています。新聞記事にもなりました。

こちらも、どの市町でも行われている乳幼児健診ですが、社会性については標準的な指標がいまだ決まっておらず、発見が難しい中で、本巣市は2013年より大学と連携協定を行い、1歳6か月健診でままごと遊びの中にアメリカ学会で自閉症用に考案された手法を取り入れて、きめ細かな発達診断を可能にしているそうです。実は、私の子どももこの健診で発達について特性があることを教えていただき、その後その特性に応じた教室などにスムーズに通うことができ、非常に感謝しています。

しかしながら、実はすぐに健診に感謝できたわけではありませんでした。健診の時間なんですけど、大変長く、3時間はざらといったものでした。医師の診察があるため、医師の診察の空き時間に合わせて、いつもならお昼寝をしている午後の時間に開催ということもあり、ただでさえ非常に機嫌のよくない子どもにあれやこれやさせるため、私の子どもも先ほど言ったとおりそうだったのですが、少し特性があって敏感な赤ちゃんなどは泣きわめき続けるので当時健診に行くのは大変なストレスでした。

ちなみに、私の別の子どもは全然違う性格の子どももいまして、基本ずっとにこにこしている赤ちゃんもいるわけで、こういった赤ちゃんが敏感であるとかどうかは、先ほどの吉村議員の一般質問の中で教育長の御答弁の中にもございましたが、親のせいというわけではないということを確認しておきます。

ただし、私もだったんですが、その当時はそういったことが分かりませんでした。乳幼児健診はたまにしかなく、愛する我が子の成長を確認できる非常に喜ばしい場なわけですが、多くの親がどちらかというと当時の私のように健診に対して後ろ向きなイメージを持っていることが非常に残念でなりません。

そこで質問ですが、乳幼児健診の利用者からアンケートで要望などの本音を聞く機会がありますか。お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

現在、本市では4か月健診、10か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診の4つの乳幼児健診を集団で行っており、おのおの健診には問診票がありますが、その中には保護者の心身の状態や相談相手、配偶者や経済的に心配なこと、自由に聞きたいことなどが記載できる欄が設けてあり、そこに記載がある場合には必ず声をかけ、話を聞くように努めております。また、健診の最後には保健師より今日はどうであったかと感想を聞く時間を設けておりますが、議員御指摘のとおり、要望などの本音を聞く機会は設けておりません。

乳幼児健診の会場には、内科医師、歯科医師、看護師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、視能訓練士、保育士などの専門職が一堂に会し、効率よく健診事業を展開している関係上、現行の体制では時間的制約からも職員、保護者双方に要望等をお聞きする時間が持てませんが、今後はアンケートや健診会場に限らず、電話やメールなど様々な方法で保護者からの要望を聞く機会を設けてまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

非常に寄り添っていただける答弁で、ありがとうございました。

アンケートで要望を聞いたからといって、それがかなえられるかどうかは分かりませんが、きっと御意見の中には当事者の皆さんの意識を変えてくれるものもあるかもしれません。例えば、集合時間を少しずらしてほしいとか、待ち時間に楽しめる工夫をしてほしいとか、先ほど出てきたような親の研修であったりとか、そういった工夫の検討もしていただきたいと思います。

私の同級生などで、若くして子どもを産んだ方のお子さんなどはもう社会人になっている方もいらっしゃるんですが、そういった20年以上前の乳幼児健診の方がその当時、20年前に思った後ろ向きな感想と、今現在、乳幼児健診を受けているママたちがもし同じ感想を持っているなら、本当に先ほど最初にもお話ししたとおりのせつかくの意義ある健診が非常にもったいないと思います。

この乳幼児期に子どもの特性について親が理解していることは、何よりその後の子どもの生きやすさに直結します。また、本巣市は幼稚園でも非常に細かく発達に気づいてくださる先生が多く、指摘された親の気持ちはちょっと今は置いておきますが、これもすばらしいと思います。後でも触れますが、庁舎が一つになったことで今後、乳幼児健診の内容と幼児教育がより連携していくともっとすばらしいと思います。ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、最後に産後ケアについて質問します。

産後ケアの内容と利用状況についてお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

産後に心身の不調または育児不安などがある出産後1年以内の母子を対象とする令和2年度開始の本事業は、産科医療機関や助産所での宿泊やデイサービス、県の助産師会に加入する助産師による家庭訪問を行う事業で、利用料の9割を市が助成するものであります。

利用状況につきましては、令和4年度の利用実人数は全体で14人でありましたが、令和5年度の利用実人数は全体で20人と約1.5倍の利用となっており、最も多く利用したサービスにつきましては産科医療機関や助産所に通うデイサービスであり、令和5年度では20人中17人が延べ74回利用しております。一方、助産師による家庭訪問につきましては令和5年度では20人中2人が利用しております。また、産科医療機関や助産所への宿泊は4人が利用し、4人とも1泊2日の利用でありました。

令和5年度の利用者20人の産後ケア事業を利用する理由につきましては、授乳指導や育児指導、産後の精神的ケアが多く、特に第1子のお産で出産後3か月以内の利用が5割を占めていたことから、今後も出産後早期から支援を求める利用者がスムーズにサービスを受けることができるよう、妊娠期から出産後まで切れ目のない伴走型相談支援事業に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

利用者が増えているということで、今後もやっぱり今の御答弁の中にもありましたように、第1子の最初が一番私もつらかった覚えがありますが、そういった方々に子育ての楽しさを知っていただくためにも、そういった方々にもっと余裕を持って、本当にそのときの一言一言で心が救われることも多くありますので、そういった機会が広く利用されるような本巢市であってほしいと思います。

今回、妊娠、出産、子育ての比較的最近取り入れられた事業を中心にお聞きしてきましたが、この流れで次の2つ目の質問に入ります。

2つ目は、こども家庭センターについて質問いたします。

皆さん、まずこども家庭センターというのを御存じでしょうか。私は、7月にこのこども家庭センターについてJ I AMの研修に参加してきたのですが、実は恥ずかしながらそれまでこども家庭センターという何か聞き覚えがあるようなないようなこの取組について、その存在を知りませんで

した。

ちなみに、今既に本巢市にもあるこどもセンターや子育て支援センターとは全く別物です。ここで言う子どもは全て平仮名表記で、年齢で制限するものではなく、心身の発達過程にあるものともども基本法にも定義されています。

こども家庭センターとは、これまでの児童福祉機能を担うこども家庭総合支援拠点と、先ほど質問に出てきたような母子保健機能を担う子育て世代包括支援センターを一体的に運営し、妊産婦、子ども、子育て世帯を包括的に支援する機関で、この4月から施行の児童福祉法の改正により、自治体にこども家庭センターの設置、身近な子育て相談機関整備が努力義務化されています。

努力義務化ということですが、既に半数以上の自治体で設置がされており、まだなじみのない機関ですので本巢市の現状について質問いたします。本巢市に、このこども家庭センターは設置されていますか。また、その役割についてもお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

本市では、これまで妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するなど、母子保健事業の強化を図る子育て世代包括支援センターを平成28年度に設置し、要支援児童や要保護児童などへの児童福祉事業の強化を図るこども家庭総合支援センターを令和4年度に設置してまいりましたが、新庁舎の開庁に併せ、この2つの支援機関を同一フロアに配し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、一体的に相談支援を行うこども家庭センターを福祉総合相談室に設置し、支援体制の強化を図ったところでございます。

その役割につきましては、国のこども家庭センターガイドラインにこども家庭センターが担うべき主な役割が示されており、母子保健と児童福祉が一体となり、健康の保持増進に関する支援のほか、個々の家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行い、また個々の課題・ニーズに応えるため、様々な機関の制度や支援につなげることができるよう継続的なマネジメントを実施することなどが示されております。

これに沿うよう、今後も本市のこども家庭センターが母子保健、児童福祉の総合的な窓口として機能し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う専門機関として横断的な切れ目のない支援に取り組んでまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

今、御答弁の中にあつたように、こども家庭センターが設置されたということで非常に安心いた

しました。こども家庭センターは、今まで以上に妊娠から子育てまでの全てが相談しやすい体制になっています。

本巢市は、要はこの新庁舎の開庁に併せて設置されたということですが、設置場所がこの庁舎の1階の福祉総合相談室内となっていますので、看板などは一切なく、正直なところ、今のところ非常に分かりにくいと感じますので、ぜひそちらの対応はしていただきたいと思います。

では次に、今の答弁に新庁舎に部署が統合された話も出てきましたが、このことやそれから保健センターが統合されたことによる影響はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

令和6年7月16日の新庁舎開庁に併せ、本巢、糸貫、真正の各保健センターを統合したことにより、それまで各保健センターに配置の職員は健康支援課として一極に集中し、福祉支援課や長寿支援課とともに新庁舎1階の南側フロアに事務所を移転したところでございます。

また、これまでは各保健センターにおきまして地域の身近な場所で市民の健康増進、子育て支援など様々な事業を展開してまいりましたが、今回の統合により乳幼児健診など市民を対象とする事業につきましては、旧真正保健センター改め本巢市保健センターでの実施を進めているところでございます。

議員御質問の庁舎や保健センターの統合による市民への影響につきましては、新庁舎の開庁から現在まで、市民の皆様からは特に不便を感じるなどの御意見はいただいております。また、新庁舎に来庁された市民の皆様につきましても、相談内容に応じた丁寧な対応ができており、大きな影響はないものと捉えております。

次に、職員への影響につきましては、新庁舎の開庁以降、各種事業の際には必要な職員が本巢市保健センターへ出向き健診体制などを整えながら進めており、また平時から根尾分庁舎と本巢市保健センターには当番制を設け、必要な職員1名ずつを配置しながら市民サービスの低下としないよう努めております。

なお、新庁舎から本巢市保健センターなどへの移動に伴う時間的ロスはございますが、職員の配置調整もスムーズで急な事案にも迅速な対応が可能となっており、さらには福祉支援課や長寿支援課も含めて職員間の連絡調整が顔が見える距離で行われることから、職務の負担になることよりもコミュニケーションが取りやすくなり、こども家庭センターの運営に際しましてもメリットのほうが大きいと捉えております。

いずれにいたしましても、今後も市民の皆様には負担の少ない気軽に相談できる体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

心配されていたようなことがないということで、大変安心いたしました。

そもそも、このこども家庭センターはなぜ設置されたかといいますと、妊産婦、子どもやその家庭の多様化、また深刻化する課題やニーズを、母子保健、児童福祉をそれぞれの専門性を生かして合わせることでより深くその課題やニーズを酌み取り、確実に支援を届けるためです。

そのために、家庭支援事業や母子保健サービス、その他の多様なサービスや地域資源を有機的に組み合わせ、サポートプランとして必要な支援内容を組み立て、サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう関係機関のコーディネートに応じた支援内容の見直し等を含めた継続的なマネジメントを実施することが求められています。また、不足する地域資源についても開拓が求められるなど、様々な役割をこども家庭センターは求められています。

大変なんだけれども、これを実行するために国が努力義務化しているのです。そして、国の最終目的はきっと少子化対策でもあり、最初の質問に戻ります。

何が言いたいかと申しますと、このこども家庭センターとか、今まで質問で出てきた新しい事業は何かたくさんあるような感じがしますが、これらはこの子どもの生まれてこない30年間のこの現状を打破すべく、全て新たに新しく追加されたものなのです。あるものを2つくっつけたみたいなの、そんな簡単なものでは決してありません。

こども家庭センターには、組織全体のマネジメントができる責任者であるセンター長を1名、母子保健及び児童福祉双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を1か所当たり1名配置する必要がある、統括支援員は子育て世代包括支援センター、こども家庭総合支援拠点に配置される職員の資格等を有している者や十分な経験がある者が望ましいとされています。

しかし、こういった経験豊富な専門職、吉村議員の一般質問の中にもございましたが、特に保健師の方の仕事はコロナ禍や災害多発の近年、非常に多岐にわたり、どこの自治体でも保健師不足が叫ばれています。こういった中、本巢市の現状と今後の採用計画はどうなっているのか、副市長にお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を谷口副市長に求めます。

副市長。

○副市長（谷口博文君）

それでは、お答えします。

健康福祉部長の答弁にもありましたが、こども家庭センターの設置に至るまでは健康増進課の母子保健に関わる職員が担当しておりました子育て世代包括支援センターと福祉敬愛課の児童福祉に関わる職員及びこども家庭支援員が担当しておりましたこども家庭総合支援センターとしまして、

それぞれの課において業務を行っていましたが、新庁舎開庁の7月16日にそれぞれの相談支援業務を一体的に行う機関としまして、福祉支援課の福祉総合相談室内にこども家庭センターを設置したところでございます。

そこには、専任の係長としまして保健師1名と経験豊富なこども家庭支援員3名を配置しておりますが、相談支援業務も多岐にわたるなど健康支援課の母子保健機能及び福祉支援課の児童福祉機能との連携が重要であり、今後もそうした連携を密に図り業務を進めてまいります。

いずれにいたしましても、今回設置したこども家庭センターが支援拠点として機能するよう取り組んでまいります。なお、今後の採用計画につきましては、業務に関わる職員に退職等が発生した際や、妊産婦・子ども・子育て世帯などの支援事業の対応状況などを踏まえ、十分に検討してまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

今、担当に当ててくださった職員の方も、本当に私も健診でお世話になったことがある方なんです。すぐく寄り添っていただける非常に優秀な職員の方がついてくださっています。正職員を採用するのか、会計年度任用職員と言われる正職でない方を採用するのか、人を1人増やせば大きな予算が必要です、これから人口が増えるかどうか分からない自治体で大変答えにくい質問だったかと思います。

しかし、やっぱりこれから若い人たちや中途でも俗に言う仕事のできる人たちが、ちゃんと職員として本巣市を選んでくれるかどうかは、やっぱり今の現場の働き、今の現場で働く職員の方々が今時点で気持ちよく働けているかにかかってくると思います。

本巣市が、今のこんなきれいな新庁舎で、何か新しいことが始まりそうな今、議場の天井はウェーブになっているんですけども、本当はカメラを動かして天井を映していただきたいぐらいなんですけれども、この本当にいい波に乗ってどんどん進化していくためには大前提として職員の方が気持ちよく働ける環境でなくてはなりません。

職員問題といえば、今物すごく兵庫県がたたかれています。前回6月の一般質問でもさせていただいたとおり、表面だけではなく職員の方の本音が聞ける、常に風通しのよい体制であることが求められます。住民何人当たり職員数何人とか、もちろんそういった数は基盤にはなりますが、よそと比べるだけではなく、もう大衆認識やそういったバイアスはなるべくなしにして、引き続きしっかり中を注視してくださるようお願いいたします。

では、最後にホームページについて質問をします。

ホームページは町にとって非常に重要なパーツの一つであり、まちの顔とも言える存在で様々な活用方法があります。もとメールが始まって、情報の詳細はホームページへというような場合も最近とても増えてきていると思います。合併20周年に当たり、現在の本巣市のホームページについて

質問します。

まずは、現在のホームページの形態はいつ作られたもので、どのように活用しているのかお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

現在のホームページは、令和元年度にホームページ管理システムをリニューアルし、令和2年4月1日から公開しているものでございます。本市では、地域住民や企業、観光客など、より多くの閲覧者に対して市政情報などを迅速かつ的確に伝えることを目的にホームページを運営し、常に新しい情報を登録・更新するように努めているところでございます。

ホームページには、先ほど議員申されたように、多くの文字や写真が掲載できるほか様々なファイルの添付もできるため、広報紙やチラシといった紙媒体やもとメールなどのプッシュ型ツールに掲載できない情報を掲載することが可能でございます。

このため、広報紙などの様々な広報媒体にホームページへリンクする2次元コードやURLを掲載して、詳細な情報はホームページを閲覧していただくよう促すなど、他の広報媒体とも連動しながら情報発信の重要なツールとして活用しております。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

今のホームページは、現在5年目ということでした。

さて、ホームページに求められるものといえば、やはり何といたっても見やすさではないでしょうか。しかし、自治体のホームページは、やっぱり今部長が言われたように、情報量が大変多く、使いにくい、見にくいと感じる場合も少なくないと思います。私も、実は特に何か今のホームページになってから、ちょっと何か見にくいなと感じている一人です。今まで何か見にくいなと思っていただけだったので、今回その何かの部分をはもといってみました。

自治体のホームページが見にくい理由は、一般的にはコンテンツ、つまり情報の中身の量が多く整理されていない、自分の知りたい情報がどのメニューに属するのか分からない、部署ごとにホームページを更新管理しているので情報が分散する、定期的にリニューアルされていないので、古い情報がそのままだったり、空っぽのページがあるなどです。本巢市のホームページにも当てはまるところはないでしょうか。

例えば、つい先日、市民の方から、部活動の遠征に行政バスが使いたいけど、こういった場合使えるかなといった相談を受けたんですが、前回の6月の一般質問でも一般質問された議員の方がい

らっしゃいましたが、今、本巢市行政バスと検索すると何が出てくるかというと、その行政バスについての規則の条例の部分がぱっと出てくるだけで、具体的にどこに頼んでどういうふうにしたらいいのかということは、ぱっとは出てこないですね。こういったところもあるかなと思いますので、最後の質問ですけど、市民や本巢市について知りたい方々にとって、より分かりやすく使いやすいホームページにするお考えはあるのか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えをさせていただきます。

ホームページの目的であります市政情報を迅速かつ的確に伝えるためには、議員の御質問のとおり、利用者にとって分かりやすく使いやすいものであることが重要であります。

このため、利用者の属性や利用傾向を分析し、よりよいホームページの運用に生かすため、本年5月23日から7月31日の約2か月間、ノーコードツールを活用し、本巢市ホームページに関するアンケートを実施いたしましたところ、261人の方から回答が得られました。回答者の年齢属性は、20代が2%、30代が9%、40代が15%、50代が21%、60代が28%、そして70代以上が25%ということでした。

アンケートの結果でございますが、閲覧する端末は何かの問いに対しましては、77%の方がスマートフォンと回答されました。続いて、必要な情報は見つかりましたかとの問いに対しては、75%の方がすぐに見つかったと回答をされました。また、トップページの見やすさはどうでしたかとの問いに対しては、83%の方が見やすい、もしくはどちらかといえば見やすいと回答をされました。

さらに、情報を探す方法はとの問いに対しましては、51%の方がトップページのメインメニューから探すという回答がされました。それ以外はトップページの検索ウインドーであったり、グーグルやヤフーといった検索エンジンから探すという回答がございまして、メインメニューから探される方が意外にも多い結果となりました。

メインメニューから探す方の割合が半数以上にもかかわらず、すぐ見つかったという方が75%というのは、現在のホームページの構成に一定の評価はいただいているものと考えております。

今回のアンケートによりまして、スマートフォンによる閲覧やメインメニューから探されるユーザーが多いことが分かりましたので、より一層各メニューの階層を分かりやすく整理するとともに、先ほど来御指摘をいただいておりますが、検索機能もさらに充実させ、利用者にとってより分かりやすく、またより使いやすいホームページとなるよう市民の皆様から御意見をいただきながら、今後も市政情報を迅速かつ的確に市内外に伝えてまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○2番（高橋知子君）

ちょうどアンケートを取っていただいていたということですが、私の感覚以上に大変な高評価をいただいている、ちょっとびっくりしたところもあったんですけど、もう一つ、割と回答者の年齢層が高めということで、そちらもびっくりしました。

考えてみれば、最近では、何か一昔前は高齢の方はちょっとそういったものはみたいなどころはありましたが、今はもう本当に高齢の方でも多くの方が普通にスマホを使っているのが現状だと思います。いつまでも高齢の方のために紙媒体が必要という考えは、もしかしたら持たなくてもいいのかもしれない。

ちょうど昨日は私の祖父の妹の89歳の誕生日でしたので、LINEで誕生日メッセージを送りましたが、返信は漢字変換がよく間違っているんですけども、本当に普通にできるというような感じです。そんな感じですので、いろいろこれから変えていただければと思います。

そして、高評価とはいえ75%の方がすぐ見つかったということですが、今の時代、検索すれば基本すぐ見つかることがほとんどだと思いますので、25%の方はすぐには見つからなかったというところにも着目していただき、最後に御答弁いただきましたように今後も分かりやすさを求めて随時対応していただければと思います。

ホームページは、今や誰でも簡単にたどり着ける情報ツールです。ふだん使いはもちろんですが、例えば教育委員会は、うちはホームページが別になっていますが、本当に毎日のように学校の様子などを細かく教えてくださったり、給食のメニューなんかも大変詳しく載せていただいて、本当に見ていだけでも楽しくなるような、そんな情報を求めるだけでなく、そういった形のホームページもあります。そして、本当に困っている人や本当に弱っている人が救いの場を求めて探せるような、そんなツールでもあってほしいと思います。これからもよろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。2時ちょうどから始めます。2時に再開をいたします。

午後1時52分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（大西徳三郎君）

会議を再開いたします。

続いて、4番 飯尾龍也君の発言を許します。

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

通告に従いまして、3項目質問していきます。

まず1項目めですが、砂利採取なんですね。

昨日もちょっと大口町の案件を聞きに参りまして、判決文を、資料を取り寄せまして精読しまし

たけど、これは作業中止命令処分の取消請求事件案件で、これは平成25年に提起されて27年に言渡しされて、これは原告の命令処分を、差止め請求取消しは却下するという形で名古屋高裁において負けております。これは砂利採取業者です。そこの話を聞いていましたら、この業者がこの本巢市の業者につながるんだというのがぴたっと合ったものですから、これはちょっとより一層確実に今の砂利採取について質問しなくちゃいけないなあというのを確信しました。

といいますのは、これは平成25年、作業中止命令処分の取消しです。このとき、ちょうど11年前だと本市で多分砂利採取が始まるか始まらないかぐらいだったと。といいますのは、数屋の御茶屋のイチゴの園芸組合で、ポンプの水が出ないという案件があったんですね。それは何でかというのと、その北のほうで砂利採取が起きた。それではちょっと困るねという形で、じゃあ今度、私もまたその当時ハウスでイチゴを作っていましたので、見延のハウス組合で4件ございまして、一つの場所でポンプを運用していました。でも、それではちょっと、これから北のほうで砂利採取が行われて水が出ないようでは困るよねという話になって、各1件ごとに井戸を掘りました。

そういう経緯も知っておりますので、これはなという思いもありまして、それで昨日聞きに参りましたら、この砂利採取業者はこの案件、都合3年ぐらいかかったものですから、そのまま会社だけ残して社長一人置いて計画倒産ですね。合法的といえ合法的なんですけど、その業者の別れた形がこちらのほうに流れてくるというのを、ぴったり業者名も当たりましたので、でも愛知県のほうでは、これ愛知県丹羽郡大口町なんですけど、片方のほうでは愛知県の模範となる砂利採取業者として取扱主任者の研修の場所を提供していると。だから、片やこちらはちょっといろんな市民から苦情があるような業者というのは何でかなという思いもありまして、より一層疑問に思いました。

これから、まず許可権限者が岐阜県でありますから、なかなか一地方公共団体の長が申し立てるのも難しいのかなという思いもありますけれど、しかしながら、本来なら砂利採取に関していえば河川もございます。農地でやる場合は陸砂利と言いますけど、ここで本当に、そこで砂利を掘らなくちゃいけないと、そういうどうしてもという案件ではないという思いもありまして、また本巢市の場合は農振地域がございますから、そこでわざわざ砂利、高度成長期だったら分かりますけど、今の時期、高速道路もう完成間近でなかなか需要があるかと思えませんよね。そこで、あえて陸砂利を掘る必要があるのかという思いもあります。

というのは、陸砂利を掘って、それは販売するのもいいんですが、やっぱりその後、残土ですね。建設残土を受け入れることによって両手で利益をと、それもやっぱり知恵ですね。民間ですから、法の隙間を突いてくるのが民間、いい知恵なのかなあと、また分かりませんが、しかしながらやっぱり法令、岐阜県の許可権限があつて許可を得たんだつたら、やっぱりそれを守るのは、この御時世ですから、コンプライアンス上非常に問題があります。しっかり守った上でしっかり事業をやってもらえば何も問題は起きないんですけど、やはりいろんな市民から苦情が来るというのは、ちょっと何かおかしいんじゃないか。

というのも、私の田畑のところも最初の頃、ちょうど9年ぐらい前ですね、来ました。隣の方が砂利を掘ってほしい、ぜひとも協力してもらいたい。その当方で10アール当たり五、六十万ですね。

で、3反ぐらいありましたので200万切るかどうかですね。その状況で、確かにお金が入るよな、でもな、一体この業者どこにあるんだろう。調べたら大口町でこの裁判になった業者ですわね。あれ、おかしいよな、貴金属、宝石類をやっている会社なのに何でかなという思いもありました。それでいろいろ調べまして、岐阜県のその業者の単価と、あと静岡だと大体砂利10アール当たり百数十万が地権者に入るんですね、だからこの差は何だろうなと思ひまして、その当時の相場でそうなるのかな、不思議だなと思って。でも、やっぱりな、せっかく先祖から預かった土地で、ましてやそんな、たったというか、一時のお金にするのもなあという思いもありました。で、断り続けていまして、そのうち今度、あれ、犬や猫の死体がうちの屋敷の中に放り出して、ああなるほどな、こういうこともやるんだという思いと、その業者がやったのか分かりませんが、こういう嫌がらせもやるんだ、何だかなあという思いでずっとお断りして、結局は断りましたけど、今度私の田畑の南のところが砂利採取するという形になって、ああやるんだ、広い面積だなと思いつつ、鉄板等を敷いてやっておりました。でも、そこの道はまだ数年、二、三年前に舗装し直してきれいになったばかりですね。そこに鉄板を引いてやったはいいいけど、やっぱり側溝のところから2センチぐらいは沈んだんですね、実際問題。これが現実ですよ。

やっぱり土地改良して、ちょうど私が小学校五、六年生のときにですから46年ぐらいですかね、前に土地改良を行って、ここら辺は全部まず農地の地権者と行政という形で、皆さん協力して土地区画整理をして、それでみんな営農してきたんですね。それに対して、何ら今現状、数年たっているから道路も悪くなったろうし、そういう思いもありますけど、そういうことも全く関与しなくて、ただ自分たちの地権者と業者だけが懐に入って後は知らんぷりというのは、ちょっとこういうお行儀の悪い業者ではいかんという思いもあります。

もう一つ、この食料農業基本法が今年の6月改正になりまして、その中で農村の振興とございます。ここにも基本的施策として、農地の保全に資する共同活動、要するに食料生産のためには非常に農地は大事だよと。また、食料安全保障の確保の面でも農業生産の基盤等の確保が重要であると、こうやって明記されていますよね。やっぱりこの農地をしっかり守る、しっかり整備して国民の生命、財産を守るのがこの農業農村基本法に明記されていますので、これを基に、なおかつその砂利をただ掘らせて、そのまま農道等が毀損してもほったらかしというようなことはちょっと見逃せないなという思いもあります。

また、県の許可申請の中でも、農業振興地域がございますので、そこにおいては農用地以外の土地にすることが適当で、また農用地区域外に代替すべき土地がないことが除外要件になっていますね。基本的にそこでまた地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない。また、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない。効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。要するに、営農が大前提ですから、そこの中において、いきなり田んぼの真ん中で砂利採取というのは、やっぱり営農を本旨としている事業者にとっては非常に不都合ですよ。

こういう経緯がありますので、ここら辺もやっぱり農地転用の許可申請を県がする場合には、市

として意見書を提出していただければ、非常にこれも重要かと思います。そこら辺も今後考えていただきたいというのもございました。

また、先ほど言ったように農地法の施行令第4条第1項第1号のイで、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるとは、申請に係る農地に代えて周辺のほかの土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であって、かつ利用の目的が当該農地を農地として利用することと比較して優先すべきものであると認められると、こうやって書いてあるんですね。

要するに、その農地が必ずしも、本当に砂利を採取するために非常に必要なんだという根拠がない限りは、やっぱり僕は農地で運用するのが最優先だと思って、そのような思いも込めましていろいろ関係法令を調べましたんですけど、そんな形で今の本巢市内の砂利採取状況を、1つ目なんですけど、質問になりますが、採取地は現在何か所ございますか。よろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

現在の砂利採取地の箇所数についてお答えいたします。

令和6年8月末現在となりますが、市内砂利採取地は上真桑地内2か所、七五三地内1か所、長屋地内1か所、石神地内1か所で合計5か所ございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

再質問です。

過去においてはどのぐらいありますでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を高橋部長に求めます。

高橋君。

○都市建設部長（高橋君治君）

お答えいたします。少々細かめにお答えいたします。

過去5年間になりますけれども、令和元年から、3か所、糸貫地域2か所、真正地域1か所。令和2年度、4か所、糸貫地域2か所、真正地域1か所、本巢地域1か所。令和3年度、5か所ございます。糸貫地域3か所、真正地域1か所、本巢地域1か所。令和4年度、3か所ございます。糸貫地域3か所です。令和5年度、5か所ございます。糸貫地域2か所、真正地域3か所。令和5年までに合計20か所、これは認可の年度でお伝えしております。

先ほど、現在5か所ございますとお答えしましたが、4年度に認可された1か所と5年度に認可

された3か所ですね、現在も動いております、令和6年度に認可された1か所を加えて、合計21か所ございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○4番（飯尾龍也君）

すごい数ですね、基本的に。これだけの数が市内のどこかでという形で、地区は変わりますが掘られて、砂利を取っていただいて、その代わり建設残土が入っているということです。

また、この本巣市内の業者、県からの指導があってもそのようなものに従わない。あくまで指導は法令根拠にのっとっていないから従う必要はないと、そういう態度であると伺っております。これは結局は公共の福祉を害する、毀損するものですから、そのような業者が本当にはびこっているのかなという思いもございます。

そのような思いから、埋め戻しの土はどこから持ち込まれていますか。よろしくお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

埋め戻し土の持ち込まれている先について、お答えいたします。

埋め戻し土につきましては、市内及び周辺市町の山土を採取する業者からや、建設工事から発生する建設発生土が搬入されております。搬入に際しては、自然由来のものであることや有害物質等の含有がないことを、証明書により認可権者である県と共に確認しております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

証明書がついているから全然大丈夫だというお答えなんですけど、昨日、大口町の場合は本当に、あそこの地下を6メートル掘ると、もう水が出てくるんですね。非常に浅い地帯で水が出てくるもんですから、水質保全、飲料水で取水しているものですから、それ以上は掘っては困る、せいぜい10メートルぐらいといった形で、差止めの作業中止命令を行った。

要するに、一旦埋め戻したのをまた掘り返してということをやって、結局はそういうところが誠意が見られないという形で、判決では差止め中止の処分取消しは破棄されたんですけど、やっぱりこちら行政もですけど、事業者も、お互いやっぱり事業者として誠意がないと事は前へ進まないと思うんですね。ただはねて、俺たちのやっているのが何が悪いんやと開き直られると、それでは公共の福祉の観点からいっても非常に問題があると僕は思っています。

確かに、事業者もいろんな事業者が本巣市に来てくれて発展してくれる。それは大いに結構です

けど、やはり法令を守る、これは最低限のベースだと思いますよね。そうじゃなくちゃ、もう何やってもいいんだよ、県が許可を出したから何やってもいいと、これはとてもじゃないけど看過できないなという思いがあります。

だから、あえて言うならば、それこそそれなら特定のこの3番目の法定外目的税何かもやってもいいのかという形になっちゃうんだけど、ちょっと飛躍し過ぎですけど、3項目めの法定外目的税を導入する予定はございますか。よろしくお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を加納市民部長に求めます。

加納部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えいたします。

法定外税には、地方税法第5条第7項に規定する法定外目的税と、同条第3項に規定する法定外普通税の2種類がございます。

目的税とは、あらかじめその使い道を特定した上で課税する税金のことでございます。普通税は、特にその使い道を特定せず、徴収した地方自治体によって使い道を決められる税金のことでございます。

また、法定外税の導入につきましては、地方税法の規定に基づき、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならないこと、また納税者の理解を得るよう努めることが必要になっております。

議員御指摘の砂利採取に伴う法定外目的税につきましては、以前は経済成長に伴う建築需要の増大等により全国で幾つかの自治体が長年にわたり主に山砂利採取に伴う法定外税を導入していましたが、課税対象が限られる中、税負担の公平性や税収の減少などを理由に現在は廃止されており、令和3年度を最後に、全国で砂利採取に伴う法定外税を導入している自治体は見られない状況となっております。

本市におきましては、このような全国の状況を踏まえまして、税負担の公平性や継続した税収確保の観点から、現段階では砂利採取に伴う法定外目的税の導入につきましては難しいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾議員。

○4番（飯尾龍也君）

さすがに特定の業種に税金を課すると、なかなか不公平感がある。おっしゃるとおりだと。

じゃあ何をするかというところ、地方公共団体だと、地方分権が始まりまして、1990年地方分権改革以前は、条例に関しては法律の先占権で法律の委任がなければ制定できない。しかしながら、2000年の地方分権改革以降は自主条例が制定が可能になりました。それに伴って、私としてはこの本

巢市においては、条例で条件をつけてという形が一番適しているな。なぜじゃあ本巢市が、この採掘地に来たかと。僕の考えでは、西濃地域は昭和49年から地下水の汚染という形で条例が全地域にあります。岐阜市もごさいます。この根尾川筋ではないです、基本的に。やっぱりそこら辺の法の隙間かなという思いもごさいます。

ですので、本巢市は防災をメインとしていますので、災害協力の井戸等もごさいます。それがいざ使えないような状況では駄目ですので、その災害時のための協力井戸をしっかりと確保する。また、瑞穂市においてはハリヨの生息地がごさいます。それに対して、やっぱり地下水が影響します。

そういう観点から、また本巢市の上には外山もごさいますけど、あともう一つ言えば農業振興、本巢市の産業の主なメインの農業振興がごさいますので、そういうものをトータルに考えて、これから条例を考えて、ある一定の制限なりをかけていきたいなどの思いで、この質問は終わりたいと思います。

次に、2項目めになりますが、基金ですね。

基本的に基金は積立て、特定の目的の基金がごさいます。このような今諸物価、10月もまた1,000品目以上の物が値上がりします。そうしますと、実質現金ベースというのはインフレ時は目減りします。やっぱり行政も一緒ですね。金利が低いときは資金調達で非常にメリットがありましたが、今後はインフレ下で金利が上がると、債権等々で運用しているとそれで運用する。今の多分何年ぐらいの債券を持ってみえるのか分かりませんが、多分債券の含み損があると思うんですね。やっぱりそこら辺もしっかり見直しながら、これからの金融情勢をしっかりと見届けながら、市民の大事な基金を運用していただきたいという思いで、このような質問になりました。

まず1ですが、運用資産はどのようなものがありますか。よろしくお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を磯部会計管理者に求めます。

磯部会計管理者。

○会計管理者（磯部千恵子君）

それでは、運用資産はどのようなものがあるかについてお答えをいたします。

運用資産には、一般会計などで保管する歳計現金や基金などがごさいます。

基金には財政調整基金をはじめ15基金があり、令和5年度末における基金の合計額は70億3,445万3,407円で、これらの資金につきましては定期預金や債券により運用しているところでございます。

運用状況につきましては、種類別に申し上げますと、定期預金が18通、金額23億4,535万8,407円、運用比率は全体の33.3%。債券が28通、金額46億8,909万5,000円、運用比率は66.7%でございます。

また、債券の種類別の運用比率は、国債が10通で48.8%、政府保証債が6通で21.4%、地方債と事業債がそれぞれ6通で14.9%となっており、運用期間は10年から30年、利率は0.3%から1.5%のもので運用しております。

定期預金につきましては、流動性を確保するため期間は1年とし、利率は0.002%から0.03%と

なっております。

なお、運用につきましては、本巢市公金管理方針に定められた保管及び運用の原則に基づいて行っております。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○４番（飯尾龍也君）

国債が66.7%ですね。国債の金利、今この手元にございますけど、直近で24年、0.75ぐらいですかね。これが10年債で、国債の5年債が0.4ぐらいですかね。

今金利が、国債の上昇を、これがアメリカが来月金利を下げて、これに連動しますから何とも言えませんが、そのときそのときの状況をしっかり読みながら、また公金を安定的に運用していくのは非常に大切かと思います。また、地方債におきましても、7月ですと1.17%、表面利率最高がございます。そんな感じで上がっています。

そのような状況で今までは多分デフレですね。その中では資金調達が非常に低くて運用しやすかったですけど、これからはインフレ化だと僕はトレンドとしては見ております。そのような中での運用の違いはございますか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を磯部会計管理者に求めます。

磯部会計管理者。

○会計管理者（磯部千恵子君）

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

平成28年1月に日銀のマイナス金利政策が導入されてから、長期金利の指標となる10年国債利回りがマイナス金利となり、定期預金においても金融機関からの大口定期に対する上乗せ利率がないような状況が続いておりました。債券について言えば、一般的に市場金利が下がると債券価格が上がり、逆に金利が上がると債券価格が下がるといった特徴がございます。

基金の運用につきましては、これまでのこうしたデフレと言われる状況下においても、効率的な運用を行うため、資金の状況に応じて上乗せ利率が見込めない定期預金に替えて債券の購入を行い運用益を上げてまいりましたが、今年3月に日銀マイナス金利の解除が決定され、市場金利は徐々に上昇し、7月には長期金利が1%を超えたことにより金融機関の預金利率も上昇傾向にあります。

保有する債券については固定金利でありまして、デフレ、インフレの影響はなく年2回の利息の受け取りができておりますが、今後の市場動向により有効な運用が見込める場合には、資金需要も考慮しながら効率的な運用も検討してまいりたいと考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

ぜひとも、今伺いました30年債の国債というのは非常に長いですね。ここら辺はやっぱりもうちょっと見直した方がいいんじゃないかと。といいますのは、やっぱり10年債ぐらいでやったほうが基本的にリスク分散としては非常に大事かなという思いで、次の質問に入らせていただきます。次は、少子化です。

私、毎日見守りで小学生と歩いて学校へ行くんですけど、非常にここ数年、子どもの数が少ないのは実感しております。先ほど、高橋知子議員が少子化の推移の人数を確認しても、実感ですね。特に私の通っている小学校なども単学級、大丈夫かという感じで、統合しなくちゃいけないんじゃないかという思いぐらいあります。やっぱりそこら辺をもっと切実に実感して、それを行政がしっかりバックアップして魅力ある本巢市にしていきたいなという思いで、これを質問に入れさせてもらいました。

まず最初の、1つ目の少子化の推移状況をお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

厚生労働省の人口動態調査における出生数でございますが、最新の確報値であります2022年と、その10年前の2012年の確報値を比較した場合、日本全体の出生数は2012年が103万7,232人、2022年が77万759人であり、10年間で26万6,473人、25.7%の減となっております。

また、岐阜県の出生数は、2012年が1万6,496人、2022年が1万1,124人であり、10年間で5,372人、32.6%の減となっております。

一方、本市の出生数は、2012年が274人、2022年が166人であり、10年間で108人、39.4%の減となっていることから、国や県と比較いたしますと減少率が高い傾向にあると言えます。

いずれにいたしましても、国・県及び本市における2022年の出生数は過去最低を更新しており、国や県の例に漏れず、本市におきましても少子化の進展は明らかであると捉えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○4番（飯尾龍也君）

そうですね。やっぱり10年間、先ほど高橋知子議員の質問とかもございましたけど、本当に人はどこにいるのかという感じですね。子どもはどこにいるのかと。でも、その前に結婚する方が、結婚していない子が多いんですよね。団塊の世代のちょうどお子さんの年代ですね、はっきり言うと。私の親は昭和1桁ですから、なかなか親が結婚しろと言っていましたから、そういう時代と団塊の世代のいいよ、自由にやれという形でとは全く考え方が違いますから、そこら辺もあるのかな

ともいもある。

先ほど団塊の世代の方、ある方は俺たちの世代がしっかりやらなかったかなと声を聞いたことがあります。そうだとその場で言いたかったですけど、やっぱり実感されているんですね。三、四人いても必ず1人は結婚していないと、そういう社会状況をつくったのか、誰の責任なのかどうかと分からないですけど、でもそうやって反省の声が聞こえるだけでも僕はいいなと思ったんですね。それを次につなげる、どうしたら結婚して、また次の世代につなげていく。それが大事だと思っているものですから、ぜひともそれに対してしっかり少子化対策していくべきだな、こういう立場になったので、あえて。

また、私も子どもには言っているんです。進学等でお金はかかっても、その分は全然いい。ちゃんとしっかり帰ってこいよと。自分の帰る場所を取りあえずあるから、結婚しても離婚しても大丈夫、子どもできて子どもと一緒に帰っていてもいいよ。でもやっぱり結婚して、何でも経験だと思っていますから、子どもに対してはいろんなところ、いろんな世界を見て、その上でここがいいなという形で帰ってこれる、そういう本巣市でありたいなという思いで、子どもには常日頃言ってますけど、男ですが何とも言えません。これだけは自信は持てませんが、2つ目になります。

少子化対策は何をしていますか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

本市の少子化対策につきましては、結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立支援、地域・社会における子育て支援、経済的支援といたしまして大きく5つの取組を展開しております。

1つ目の結婚支援では、平成18年度から20年度及び平成28年度に市独自の婚活イベント事業といたしまして、主に独身男女の出会いの場をモレラ岐阜を会場として実施してきました。

しかしながら、市内在住者の参加が少ないこと、事業効果を確認することが困難であることに加え、現在はオンラインによるお見合いなど新しい婚活の形へと変化していることから、令和3年度からは婚活サポート事業といたしまして、結婚を希望する独身の男女を応援するため岐阜県が運営するぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク「おみサポ・ぎふ」に参画し、福祉支援課に相談窓口を設け市民のネットワーク登録などの支援を行い、県内広域でのお見合いの場を提供するとともに、個別のお見合いサポートへとシフトしております。

また、平成29年度からは、結婚新生活支援事業といたしまして、経済的な理由により結婚に踏み出せない人に対し、結婚に伴う新生活に係る住居費や引っ越し費用の名目で、夫婦共に年齢制限や世帯の所得制限はございますが、上限30万円を支給しており、令和5年度からは事業内容を拡充して、夫婦共に29歳以下であれば上限60万円を、夫婦共に39歳以下であれば上限30万円を支給しております。

2つ目に、妊娠・出産への支援といたしまして、平成18年度から体外受精など特定不妊治療を受けている人に対し、年間20万円を上限とする特定不妊治療費助成事業を実施しております。

また、平成28年度に母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターを、令和4年度に児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援センターを設置し、母子保健と児童福祉の各分野で妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築しております。

現在は、新庁舎の開庁に合わせ2つの支援センターを一体化し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに一体的な相談支援を行うこども家庭センターとして福祉総合相談室に設置し、支援体制の強化を図ったところであります。

3つ目に、仕事と子育ての両立支援といたしまして、保護者の就労等の状況により延長保育事業や預かり保育事業、保護者の勤務の都合等による広域保育事業を実施しており、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう柔軟な保育サービスを提供しております。

また、結婚や子育てがしやすい職場環境を整えた市内の企業、事業所を結婚・子育てアドバンス企業として認定し、その取組内容を広く紹介することにより結婚や子育てがしやすいまちづくりを進めております。

4つ目に、地域・社会における子育て支援といたしまして、小学6年生までの児童を預かる留守家庭教室事業や地域の子育て家庭に対する育児支援と地域の子育てサークルなどの育成支援、育児不安などの相談指導を行う地域子育て支援拠点事業を実施しており、また子育て支援サイト「もといくネット」も開設し、地域で子どもを育てる力の向上を図っております。

5つ目に、経済的支援といたしまして、平成16年の町村合併以前より出産祝金事業を行っており、平成28年度から令和4年度は、第3子出産時に10万円、第4子以降の出産時に20万円を支給しております。

現在は、令和5年度に、県の少子化対策事業といたしまして第2子以降出産に係る県補助事業が新設されたことにより、第1子出産時に10万円、第2子出産時に10万円、第3子出産時に20万円、第4子以降の出産時に30万円を支給しております。

また、同様に令和5年度から県の少子化対策事業といたしまして、高等学校就学準備等支援金給付事業が新設され、中学校3年生の保護者に対し児童・生徒1人当たり3万円を支給し、進学や就職等の準備費用に対する経済的負担の軽減を図っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○4番（飯尾龍也君）

そうですね。本当に手厚い子育て支援、少子化対策を行ってみると十分分かったんですね。でも、やっぱりなかなかこれが実際の数には、上昇傾向にならないというのは、これは何なのかなという思いもありますよね。非常に難しい課題だと思っています。

これは全国どこでも一緒だと思うんですけど、次3番目になりますから、効果とより一層の少子

化対策を考えておみえですか。よろしくお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

先ほど説明をさせていただいたとおり、本市の少子化対策といたしまして結婚支援、妊娠、出産への支援、仕事と子育ての両立支援、地域・社会における子育て支援、経済的支援の5つの取組を展開してまいりましたが、国・県の例に漏れず、本市におきましてもこの10年間の出生数の減少傾向から少子化の進展は明白であると言えます。

一方、厚生労働省の2023年の人口動態調査、これは確報前の概数でございますが、日本全体の2023年の出生数は72万7,277人で、前年2022年の出生数77万759人と比較しますと4万3,482人、5.6%の減、岐阜県の2023年の出生数は1万995人で、前年2022年の出生数1万1,124人と比較しますと129人、1.2%の減でありました。また、本市における2023年の出生数は162人で、前年2022年の出生数166人と比較しますと4人、2.4%の減であり、国と比較しますと、県とともに減少率が低い傾向となっております。

なお、厚生労働省が本年8月30日に発表した人口動態調査の速報値では、日本全体の2024年1月から6月の出生数は35万74人で、2023年の同時期の出生数37万1,052人と比較しますと2万978人、5.7%の減、岐阜県の2024年1月から6月の出生数は5,010人で、2023年の同時期出生数5,485人と比較しますと475人、8.7%の減でありましたが、本市における2024年1月から6月の出生数は78人、2023年同時期の出生数は73人と比較しますと5人、6.8%の増となっており、これまでの本市の少子化対策5つの取組に、僅かではありますが効果があったものと捉えております。

しかしながら、少子化は日本全体の問題であり、全国的に少子化に歯止めが利いていない状態であることに間違いはなく、また基礎自治体独自の少子化対策により効果を上げることには限界があると考えております。

本市としましては、今後も5つの取組など基礎自治体として実施できることは確実にを行い、国・県のさらなるリーダーシップに期待しつつ、効果の高い少子化対策につきまして検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾君。

○4番（飯尾龍也君）

本当に、より一層の少子化を食い止めるには何がいいのかなとつくづく思いますけど、先般、茨城県の日立市に参りまして、そこでちょうどテレビをつけたら茨城県の境町というのがあったんですね。そこはふるさと納税を活用して、子どもたちは修学旅行、アメリカかな。ホームステイに行

かせたり、住宅に関しては向こう25年間、固定資産税等は全くフリーで、その後は自分のものになるよという形、賃貸という形で貸し出して、それが100軒くらいあるんですかね。それに対して応募が殺到している。

そういう状況も、本市も確かに移住・定住という形で百十何件ございましたよね、お金を出すという。それもありますから、ぜひともトータルで固定資産税の減免等もあります。そうやって移住してもらって、あと本巢市の売りになる教育、それをもっと発信していただいて、トータルでぜひとも本巢市は住みよいまちだよ。僕は子どもには言っているんですけど、本巢市で基本的に都会の給料をもらって生活したら十分やっていけるよ。そのぐらいの人材にならないと駄目だよという思いがあります。やっぱり僕は関西も住んでいましたし、東京も住んでいましたけど、お金があればどこでも楽しいです。でも、それ以上のものがやっぱり僕は本巢市にあると思って帰ってきてましたし、親にそうやって仕込まれていまして、いい悪いは別として、やっぱりここは生活するのにコストが低いです。また名古屋に行くにも近いし、関西に行くのも近いし、東京へ行くのも近い。こんないい場所は、僕はないです。ましてや災害がないです。これがやっぱり私、御先祖様から、戦国時代から住んでいますけど、たった450年ですけど、やっぱりここに住み着いている御縁ですね。地縁があって、ずうっと続けてお墓を守って、人様に迷惑かけないで生きていけよと、それを守っているからこうやっていい人に恵まれて、こういう立場になっているという思いがあります。そういう思いがありますから、ぜひとも本巢市をもっとアピールして、このいいまちを、よりよいまちをつくっていききたいなと思い、私の質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩します。時間短いですけど、50分から再開します。

午後2時44分 休憩

午後2時51分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、5番 片岡孝一君の発言を許します。

片岡君。

○5番（片岡孝一君）

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従って、一問一答方式で大きく分けて4つの一般質問をさせていただきます。

それでは、1つ目の質問をさせていただきますが、未来に希望ある本巢市にするための少子化対策の取組について。

平成27年、西暦2015年に、今から9年前に出された本巢市人口ビジョンの4ページの人口推移を見てみますと、1980年から2010年の30年間に、当時1980年は2万8,245人から2010年、30年後には

3万5,047人と24.1%増加しています。また、世帯数の推移を見てみますと、1980年から2010年の30年間に7,329世帯から1万1,132世帯へと1.5倍に増加しています。

また、本巢市人口ビジョン改訂版、令和4年3月の3ページを見てみますと、ゼロ歳から14歳までの年少人口が1980年から2015年の35年間で、当時1980年は6,711人おられましたけれども、35年後の2015年には4,849人と27.7%減少しています。

また、65歳以上の老年人口の推移を見てみますと、1980年から2015年の35年間の間に3,111人から何と9,442人へと3倍、老人の数が増えております。

今後、ますます少子高齢化、人口減少が進む中、未来の本巢市を築くために、1項目め、本巢市の子どもの数の推移は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を加納市民部長に求めます。

加納市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えいたします。

本市における18歳以下の子どもの数の推移は、合併した平成16年度は6,865人、5年後の平成21年度は6,895人、平成26年度は6,663人、令和元年度は5,903人、令和5年度は5,301人と年々減少しておりこの20年間で22.8%減少しております。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○5番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

年々子どもたちの数が減少していく中で、未来の本巢市を築くためには、魅力ある本巢市を築き、子どもの数が増えていく本巢市の取組を今後もよろしく願いいたします。

2項目め、本巢市人口ビジョン6ページを見てみますと、1983年から2013年の30年間で380人から245人と35%減少しています。

本巢市もどんどん少子高齢化していく中で、ここ数年間の本巢市の出生届の推移は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を加納市民部長に求めます。

加納部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えいたします。

先ほど、高橋知子議員の一般質問でもお答えさせていただきましたが、本市が合併した平成16年度に本市に提出された出生届の件数は、16年度が311件で、その5年後の平成21年度は283件、平成

26年度は256件、令和元年度は183件、令和5年度は168件と年々減少しており、この20年間で46%減少しております。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡君。

○5番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

本当にどんどん減少していく中でありますけれども、先ほど見ていただいた本巢市人口ビジョンの6ページの死亡数の推移を見てみますと、1983年から2013年の間に死亡数が1983年は200人、2013年は333人へと66.5%増加しています。本巢市も少子高齢化していく中で、高齢者もお亡くなりになられる方も多くなり、人口減少の歯止めが利かなくなりました。本巢市の未来のためにも、子どもの数を増やすことができるように、家庭支援や親教育を今後もよろしくお願いいたします。

3項目め、私の祖父や祖母、親の時代には18歳で御結婚される方が多くて、祖父や祖母もそうでしたけれども、昔は5人や8人の兄弟が普通でした。1947年の合計特殊出生率は全国平均で4.54人でしたが、それが普通でしたが、1961年、ちょうど私が生まれたそのときには1.96人と初めて2人を切り、最近では出生率がどんどん減ってきています。

出生率の出し方は、分子は子どもの数ですが、実は分母が女性人口ですので結婚していない方も分母に含まれており、出生率が減ってきているのが現状です。昔に比べると、結婚よりも大学へ行ったり、就職のために結婚の年齢も遅くなってきましたし、結婚されない方も増えてきました。そのため、結婚されない女性の方も分母に入っていますので、出生率の数値が急激に下がっています。

そこで御質問させていただきます。

本巢市の結婚届の推移は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を加納市民部長に求めます。

加納部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、本市の婚姻届の推移についてお答えさせていただきます。

本市における婚姻届の件数の推移は、合併した平成16年度には166件、その5年後の21年度は156件、平成26年度は127件、令和元年度は106件、令和5年度は90件と、こちらも年々減少しており、この20年間で45.8%減少している現状でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○5番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

たった20年間で、本当に半分ぐらいになっていることは、やはり結婚届が少なくなっていることが子どもの出生率の減少と比例していますので、未来の本巢市を築くために、4項目め、結婚離れについての現状と今後の本巢市の取組は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えをいたします。

結婚離れの現状といたしましては、令和5年12月に閣議決定されたこども大綱によりますと、少子化の主な原因といたしまして、未婚化、晩婚化、配偶者の出生率の低下を上げており、若い世代での未婚率の上昇や初婚年齢の上昇の影響が大きいとしております。

その主な要因といたしましては、若い世代の低い所得と不安定な雇用環境、また出会いの機会の減少を上げており、若い世代の結婚を巡る状況といたしましては、男女共に多くの人がいずれ結婚することを希望しています。また、夫婦は2人以上の子どもを育てることを理想としておりますが、若い世代が結婚や子育てへの将来展望を描けず、こうした希望や理想がかなわない状況にあるとしています。

本市の今後の取組といたしましては、先ほど飯尾議員の御質問に答弁させていただきました結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立支援、地域・社会における子育て支援、経済的支援の5つの取組を今後も各部局と連携を図りながら確実に実施してまいりたいと考えておりますが、限られた財政状況の中、基礎自治体である本市だけでの少子化対策には限界がございますので、今後も国や県の動向を注視しつつ、効果の高い少子化対策につきまして検討してまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○5番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

本当に1家庭に2人いなければ減少していくのが当たり前の状態だと思いますので、今後も国や県の動向を重視しつつ、効果の高い少子化対策の御検討をよろしくお願いいたします。

2つ目の質問をさせていただきますが、なかなか家から出られない人のサポート体制について、私も毎日子どもたちの見守りや、独り暮らしをされている地域の方のところに訪問させていただいていますが、地域の皆さんと一緒に頑張って助け合える本巢市にするために、1項目め、家から出られない児童・生徒の不登校の現状は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

家から出ることが難しい児童・生徒の状況についてお答えします。

全国で約30万人と増加の一途をたどる不登校の問題は、本市においても喫緊の課題と言えます。不登校対応の目的は、その一人一人の児童・生徒が将来幸せな人生を送ることができるよう社会的自立に向けて支援することであり、学校に行くという結果のみを求めるものではありません。大切なことは、児童・生徒が心を閉ざし引き籠もってしまう状況をつくらず、どこかで人とつながり、人との関わりの中で学びや育ちの機会をつくることです。

本巢市においては、昨年度、不登校に定義される年間30日以上欠席のあった児童・生徒は、小学校で41人、中学校で60人、そのうち長期欠席となる90日以上欠席があった小学生は12人、中学生は34人でした。さらに、その中でなかなか家から出られない小学生は2人、中学生は6人いました。

しかし、本市においては、学校や教育委員会等と連絡が取れていない児童・生徒は一人もおらず、どこかで人との関わりが生まれる個別の支援を進めています。その個別の支援により、教員や相談員の家庭訪問で対話や活動を行う児童・生徒、放課後登校を促され、自分で決めて夕方登校する児童・生徒、適応指導教室や医療機関とつながり自分の思いを表出できるようになった児童・生徒、小学校と中学校の連携により中学進学をきっかけに登校できるようになった生徒、さらにはほぼ毎日本巢の学び舎に通っている児童・生徒など、自立に向けて確実に歩み出しています。不登校の段階によっては、家にいることで精神の安定を図る場合もありますので、無理せずオンライン等でつながることを優先している児童・生徒もいます。

今後も、本人の意思を大切にしながら、段階、状況に応じた柔軟な対応に心がけ、自ら歩み出していく支援を続けてまいります。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○5番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

本巢市は本当に子どもたちのことを子ども目線で考えてくださり、一対一で対応できる特別教室を設けておられるし、市の予算を使って先生を多く雇用してくださったり、本当にありがたいというをつくづく感じております。ありがとうございます。

2項目め、不登校の子どもたちに対する今後の本市の取組は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

不登校の子どもたちに対する本市の取組状況について、お答えします。

不登校児童・生徒の状況は多様化、複雑化しており、より個に応じた対応が求められています。従来のように学校復帰を目指すのではなく、その子に合った学びの機会を保障することが支援の目的となってきています。したがって、本市においては、一人一人の状況に合わせた支援体制を次のように柔軟かつ多様に整えています。

1点目は、本巢の学び舎における学びの保障です。自分が学びたいことを学べるマイプラン学習、一人一人の学習状況に応じた手作り教材での学習、さらには小集団における体験活動などを通して、社会性の育成や行動のエネルギーの補充も行っています。

2点目は、適応指導教室たんぼぼにおいて、来室する児童・生徒や保護者の話をじっくり聞いて、学びの元となる心のエネルギーを補充しています。

3点目は、全小・中学校に教育相談員を配置し、担任と連携を図りながら相談室登校などの支援を行っています。校内教育支援センター機能も発揮し、教室には入れなくても相談室で学ぶ体制を構築しています。

4点目は、オンラインでの支援です。オンラインでつながった対話や授業を充実させ、学校や仲間とつながる取組、学力向上に向けた取組を進めています。

5点目は、幼児期からの状況を記録した個別の支援シートを小学校、中学校へと確実に引き継ぎ、その子の強みを生かした学習支援に生かしています。

そのほか、市の教育相談総括指導員が一人一人の状況から必要としている支援や学び方を見極め学校に助言していること、またスクールカウンセラーなどによるケース会により、その子のよさを生かすための保護者や担任などの役割を明確にしていることなど支援を行っております。

さらには、民間のフリースクールやNPO団体ともつながり、できるだけ多くの支援リソースを柔軟に組み合わせながら、その子に合った支援を見いだす体制も構築しております。

これからの時代は、不登校ということにとらわれるのではなく、誰一人取り残されない、その子に合った多様な学びの機会を工夫していくことが大切です。今後も、社会的自立に向けて着実に力を培えるよう、過去概念にとらわれず、自分らしく可能性を広げていく支援をより強化してまいります。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○5番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

本当に議員研修で行ったりすると、幼稚園ということが、本巢市にあることを言ったら、えっ、何それというふうで、教育委員会で本当に今の教育長さんの話じゃないですけども、やはり幼稚園から小・中、本当にずうっと見ていてくださって、そして小さい頃からの状況を伝わっていますので、本当に子どもたちも守られているなというか、子ども目線でそうやって見ていてくださるこ

とが本当に本巢市のいいところだなということを感じますので、本当にありがたいなあと思います。

また、私も教育委員をさせていただいたときに、各小学校を回らせていただいたり、県外でも言ったんですけども、給食が本当においしいんですね。本当に給食を何回も食べたんですけども、本巢市の給食が本当においしくて、実は子どもたちも、朝見守りやっていると、給食を食べてから帰るという子も結構おられるので、本当に給食を楽しみにしていますので、今後も子ども目線に立って子どもたちを第1優先して、本巢市の未来を築く子どもたちのために今後もよろしくお願いいたしますします。

3項目め、不登校で悩んでいる親への心のケア及び支援体制の現状と今後の取組は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

不登校で悩んでいる保護者の心のケアや支援体制について、お答えします。

子どもが学校に行けない状況になった場合、このまま長期化したらどうしよう、勉強や進路はどうなるんだろう、自分の育て方が悪かったのではなど、保護者も非常に苦しい気持ちになり自責の念にかられてしまう場合もあります。不登校の問題は、子ども本人と同じぐらい保護者への支援は重要な要素だと考えています。本巢市では、これらのことを踏まえ、保護者支援として次のような対応を行ってまいりました。

1点目は、教育委員会に子ども支援対策監を配置し、保護者からの電話相談、来所相談をいつでも受け付けています。

2点目は、適応指導教室たんぼぼや本巢の学び舎において随時相談できる体制を整え、保護者の不安や悩みをじっくり聞いています。状況によっては、福祉部局の対応につなぐことも行っています。

3点目は、全小・中学校に教育相談員を配置し、不登校児童・生徒の相談室での支援だけでなく、保護者の相談やサポートを行っています。

4点目は、スクールカウンセラーの活用です。不登校児童・生徒のみならず、状況によってはその保護者も対象にカウンセリングを行っています。

5点目は、昨年度から新設した親の会の開催です。昼の部と夜の部それぞれに開催し、合計6回の会に50人の参加がありました。不登校児童・生徒を持つ保護者が悩みを語り合ったり、子どもとの関わり方を学んだりする場として非常に意義のある会となっています。回を重ねるごとに参加者も増し、多くの人との情報交換やアドバイスなどから心が軽くなり先が見通せた、今を受け入れて子どもと一緒に歩みたいなどの声も上がり、その効果は一段と大きくなってきています。

今後は、保護者の様々なニーズを把握し、この親の会にペアレント・トレーニングの機能を位置づけるなどして内容をバージョンアップさせてまいります。

また、誰にも相談できず苦しんでみえる保護者に対しても支援の手が届くよう、より有効なネットワークづくりを構築してまいります。

〔５番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○５番（片岡孝一君）

ありがとうございます。

本当に学校で対一のお部屋で親さんと先生が話したりとか、私も何度も見させていただいて、本当に先生方の対応、また市の対応、教育委員会の対応が本当に素晴らしいなということを思っています。やはり親も本当にどうしたらいいか分からない中でそういった話をし、そしてまた子どもと親と先生と３人で話したりとかしながら、本当に今後も子どもたちのために、親の支援や子どもたちのためによりしくお願いいたします。

４項目め、先ほども本当に高齢者の数がどんどん増えていって３倍になってしまったということを行いましたけれども、高齢者や独り住まいの方が増える中、大人のひきこもりの現状とサポート体制は、ご見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えをいたします。

最初に、ひきこもりとは、様々な要因の結果として就学、就労等の社会参加を避けて、原則として６か月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態と厚生労働省は定義をしております。

本市の大人のひきこもりの現状につきましては、その世帯や人数等の把握はしておりませんが、複合的な課題を抱えたひきこもり世帯を発見した場合には、それぞれの課題に対応する専門機関と連携しながら、継続的な支援が必要となります。

また、本市のサポート体制でございますが、近年の社会情勢の変化から個人や世帯の抱える複雑化、複合化した課題や支援ニーズに対応するためにも、包括的かつ重層的な支援体制の構築が重要であることから、新庁舎開庁に合わせ福祉支援課内に多機関・多職種連携による福祉総合相談室を新設し、本人、世帯の属性に関わらず全てを受け止める相談支援体制を整備したところでございます。

なお、ひきこもり世帯を発見した場合には、多機関・多職種連携による情報共有やケース検討のほか、アウトリーチを想定した支援体制が求められていることから、窓口相談者が来るのを待つだけではなく、自らＳＯＳを出せない人に対してアウトリーチを通じた訪問支援を行うなど、支援の入り口を積極的に構築してまいりたいと考えております。以上です。

〔５番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○5番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

どんどん少子高齢化していく中で、窓口相談者が来るのを待つだけでなく、手を伸ばしてあげるアウトリーチを通じた訪問支援を今後もよろしくお願いいたします。

3つ目の質問をさせていただきますが、地域の伝統文化の継承について。

市役所の職員が中心に立って地域の伝統文化の継承をするのではなく、地域の人たちが中心となって地域の伝統を継承し、地域の人たちが主体的に立って未来に伝統文化を引き継ぐために、1項目め、本巢市の伝統文化の継承の現状は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木教育委員会事務局長に求めます。

高木局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

本巢市の伝統文化の継承の現状について、お答えをいたします。

市内にある伝統芸能と言われる民俗文化財は、国指定重要無形民俗文化財として、能郷の能・狂言、真桑人形浄瑠璃、国指定重要有形民俗文化財として真桑の人形舞台があり、県指定重要無形民俗文化財には樽見の十一日祭、長屋神社の祭礼行事があり、年間を通して市内各所で神事や踊り、伝統芸能の公演などが行われています。どの伝統文化も長い歴史があり、地域の保存会の方々が脈々とその伝統を受け継いでいます。

能郷の能・狂言では、中学生のときに能を舞い、現在では県外の大学院に通っている住井君が、毎年開催される4月の公演のために地元に戻って能を演じます。また、能郷出身で岐阜市内在住の親子が、練習のときから能郷に通い公演で狂言を演じます。

真桑人形浄瑠璃では、この秋に開催される国民文化祭に向けて、真正中学校の真桑文楽同好会が公演に向けた練習に励んでおり、文楽保存会の方の指導を受けながら、浄瑠璃の言い回しや三味線の演奏の仕方、人形の動かし方などを練習しております。また、真桑小学校ではクラブ活動として位置づいております。

雅楽では、外山小学校や席田小学校の生徒が、地域の方の指導を受け、その歴史や演技を学び毎年発表会を行っています。今年度は、国民文化祭での披露に向け、外山小学校では高学年が「振鉦」を練習しており、席田小学校では席田の地を謡った「席田」の演目を練習しております。

このように、地元の学校や保存会の方などと連携しながら、未来の継承者を育てて育成していくことを大切にしております。しかしながら、どの保存会も後継者不足が問題となっているのが現状であるため、その伝統の火を消さないように、引き続き次世代へ継承する活動と併せて後継者を募る取組を行ってまいります。特に、本年度10月14日から11月24日に開催される国民文化祭がよい機会と捉えております。市内外の方に本市で公演する能郷の能・狂言や真桑人形浄瑠璃、雅楽など伝

続芸能の奥深さに浸っていただくとともに、その地域の方だけに限らず、広く共に引き継いでいただけるような新たな後継者を募っていきたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○5番（片岡孝一君）

本当に根尾の盆踊りなんかもそうですし、太鼓をたたいたりとか、長屋神社も子どもたちが上って本当に頑張っておられたし、真桑人形浄瑠璃も子どもたちが本当に一生懸命、小学校でも中学校でも頑張っておられるんで本当にありがたいなというか、そういった取組は本当に大切にしながら、次世代に継承し後継者をつくる取組は今後もよろしくお願いいたします。

4つ目の質問をさせていただきますが、住みやすい希望のある本巢市の地域づくりについて、1項目め、今後の地域主体型での地域活性化、まちづくりの取組に対する本巢市の支援は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えをさせていただきます。

多様化する市民ニーズに対応し、住みやすさを実感していただくには、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりの推進が不可欠と考えております。こうしたことから、地域での市民活動を支えるとともに、市民の皆様がまちづくりに参加できる機会を増やし、市民、企業、行政等が共に力を合わせて持続発展できるまちづくりを推進する必要がございます。

議員御質問の地域主体型での地域活性化、まちづくりの取組に対する本市の支援といたしましては、市民団体が主体的かつ地域の公益的な活動に取り組むモデル的な事業としまして、市民活動ステップアップコース、市民活動フォローアップコース、市民提案イベント実施コース、市提示事業協働実施コースの4つのコースを設けて、助成金の交付による財政支援を行うことで地域主体による地域活性化に取り組んでいただいております。

中でも、市民提案イベント実施コースにつきましては、本年度は市制施行20周年を祝うイベントの開催も募集をしております、8月に根尾地域を会場に1事業開催され、12月にも本巢地域を会場に1事業が開催される予定となっており、地域の活性化に併せオール本巢で20周年を祝う機運の醸成に努めているところでございます。

今後も、こうした助成金の交付によります財政的な支援を通じ、市民や企業等が主体的に行う地域の活性化やまちづくりに取り組む団体等の活動を支援してまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○5番（片岡孝一君）

本当にありがとうございました。

今年は特に国民文化祭や、実は昨日、本巢市民文化ホールにて第21回本巢市文化協会主催の合同芸能祭を見させていただきましたが、太鼓や歌やダンスや、マジックや、子どもたちの合唱や、皆さんが力を合わせて頑張っておられる姿を見て、とても感動しながら見させていただきました。

今後も本巢市の未来を担う子どもたちのために、本巢市のすばらしさを理解し、郷土愛を育み、地域主体型の活動ができるように地域支援をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。3時45分に再開をいたします。

午後3時31分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

ただいま議席番号11番 高田浩視君が入場されましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

続いて、6番 高橋時男君の発言を許します。

高橋君。

○6番（高橋時男君）

議長の承諾をいただきましたので、通告書に基づきまして順次質問をさせていただきます。

私が本日最後の登壇者となります。この時間になりますと、皆様大変お疲れのこととは思いますが、今日も私のために大勢の方々が応援に来ていただいておりますので、その期待に応えるべく、しっかりと質問をさせていただきたいと思っておりますので、あとしばらく御辛抱をお願いいたします。

質問に入ります前に、初めに、この新庁舎の完成に当たり、今まで新庁舎整備に携わっていただいた職員の皆さん、また元職員だった皆様、そして歴代議員の先生方には多大なる御尽力を賜りましたことを改めまして厚く御礼申し上げます。とりわけ、開庁に至るまでに幾つかの難題を乗り越え、陣頭指揮を執ってこられました藤原市長様には心より感謝申し上げます。

新庁舎での開催が初めてとなりますこの9月議会において、1期生議員の私が本日こうして壇上に立たせていただいていることに、今喜びと感激でいっぱいであります。と同時に、気持ちも新たに市民の負託に応えるべく、残りの任期をしっかりと全うしたいと決意を新たにしているところであります。

また、感激と言えば、さきのパリオリンピックにおいて本市出身の戸本一真選手が総合馬術個人

で5位入賞、そして団体では念願のメダル獲得、見事銅メダルを獲得されました。日本が馬術でメダルを獲得したのは92年ぶり、また団体でメダルを獲得したのは初めてという快挙を成し遂げられました。この快挙は、本巣市民にとって本当に明るい、またうれしいニュースでありました。

市長さんにおかれましては、戸本選手の快挙を市民みなでお祝いするメダル獲得の報告会の実現に向け、引き続き御尽力を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、本題に戻りますが、今日は私、市民の生命と財産を守るという観点から、市民の財産とも言える基金の運用、そして市民の命に直結すると言っても過言ではない熱中症対策についての2つの質問をさせていただきたいと思っています。

それでは、1つ目の基金の運用についてから質問をさせていただきます。

我が国の金融情勢に目を向けてみますと、今年に入ってから特にここ数か月の間に大きな動き、変動がありました。今年3月、日本銀行政策委員会金融政策決定会合において、2016年1月の導入決定以来、大規模な金融緩和策の柱となっていましたマイナス金利政策について、2%の物価安定の目標が持続的、安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったと判断するとともに、これまでの長短金利操作付き量的・質的金融緩和の枠組み及びマイナス金利政策はその役割を果たしたとしてマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに政策金利を0.1%とする利上げを決定しました。また、7月末の同会合では、日本の経済物価が見通しにおおむね沿って推移している状況を踏まえ、2%物価安定目標の持続的、安定的な実現の観点から、金融緩和の度合いを調整することが適切であると、さらに政策金利を0.25%とする追加利上げを決定しました。

振り返ってみますと、2016年のマイナス金利政策の導入は我が国にとっては初めてのことであり、世界的にもスイスに次いで2例目だったと思います。導入時には、長期金利の指標となります10年国債利回りがマイナス金利となりました。これは10年国債を満期まで保有すれば確実に損をするということであり、たしかそのときは15年国債以上でないと利子につかないという状況ではなかったかと記憶しておりますが、国債は安全であるという安全神話が崩れた歴史的な出来事でありました。こうした異例な対応が続いてきた日本の金融政策も、ここ数か月の間によりやく正常化に向け大きく転換し、再び金利のある世界へと金融情勢は大きな転換点を迎えました。

地方自治法における公金運用に当たっては、マイナス金利政策時の厳しい金利環境の中であっても、あるいはマイナス金利を解除し利上げに踏み切り、今後の金利動向が読みづらい中であっても、いかなる状況下であっても、安全性に最大限配慮しつつも資金を有効に活用することが求められております。公金運用とは、言い換えれば市民の財産の運用とも言えます。そのような意味合いからも、公金運用を管理されている会計課の責務は大変重要であると考えています。

そこで、まず1点目の質問をさせていただきます。

現在、本市には多数の基金があり、それぞれ目的に応じて様々な商品に運用されていますが、基金を運用するに当たり、本市の運用基準や何に運用するのかを決定するまでの過程についてお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を磯部会計管理者に求めます。

磯部会計管理者。

○会計管理者（磯部千恵子君）

それでは、基金の運用基準や決定までの過程についてお答えをいたします。

基金で管理する現金につきましては、本巢市基金条例により、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとされており、管理の原則や管理方法について本巢市公金管理方針を定め運用しているところでございます。

管理方法としましては、普通預金のほか定期預金や債券等の金融商品による運用を可能とすることや、運用期間等について定めております。また、運用に当たっては、当該商品を満期まで持ち切ることを原則としている一方で、資金元本が損なわれるおそれがある場合や、支払等に支障を来すおそれがあり、やむを得ない場合、また運用益の増収が確実に見込まれるため商品の入替えを行う場合には、運用中の定期預金の解約や債券等の売却を行うことができるとしております。これらの運用基準に基づき、資金全体の金融商品の構成が各基金の目的や積立て、繰入れ計画等に照らして最適なものとなるよう努めているところでございます。

運用方法の決定に当たっては、資金の安全性を第一に、急な資金需要への対応なども考慮しながら、金融機関等の専門的な意見を参考に収益を得ることが見込める金融商品を選択し、市長決裁の後、預金や債券購入に至っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございました。

運用に当たっては、市の公金管理方針に基づき元本の安全性を最重要視した上で、市長決裁によって預金の預け入れや債券購入をされているということが分かりました。

それでは、次に2点目の質問をさせていただきます。

過去5年の運用実績の推移、種類、金額、利回り、運用益等についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を磯部会計管理者に求めます。

磯部会計管理者。

○会計管理者（磯部千恵子君）

それでは、お答えいたします。

過去5年の基金の運用実績の推移でございます。基金全体での年度末時点における運用状況になりますが、各年度ごとに種別、金額、運用益、利回りの順で申し上げます。なお、利回りにつきましては、平均月末残高を運用益で除して算出をしております。

まず元年度は、定期預金45億874万6,000円、債券29億9,139万3,000円、運用益3,504万8,000円で、

利回り0.453%、2年度は、定期預金32億802万円、債券39億9,311万6,000円、運用益5,492万5,000円で0.739%、3年度は、定期預金36億5,478万3,000円、債券42億9,339万9,000円、運用益6,273万6,000円で0.892%、4年度は、定期預金27億4,933万9,000円、債券46億8,909万5,000円、運用益は7,607万2,000円で1.054%、5年度は、定期預金23億4,535万9,000円、債券46億8,909万5,000円、運用益は4,200万1,000円で0.629%となっております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございました。

ただいま過去の運用実績の推移をお聞きし、極めて低い金利水準で公金運用には困難な状況が続いている中にあっても、会計課の創意工夫に努められた運用によりまして、いずれの年度も運用収入をしっかりと確保していただいております、改めてありがたいことだなあと感謝をいたします。

ここで、数字をお聞きしていて1つだけ気になった点がございますので、再質問をさせていただきます。

ただいま過去5年の運用実績を御報告いただきましたが、特に令和2年度から令和4年度にかけて運用益、利回りが大幅に増加しています。特段金利が上昇したという状況でもないのに、なぜ令和2年度から4年度にかけて運用益、利回りが増加しているのか、その要因についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を会計管理者に求めます。

磯部会計管理者。

○会計管理者（磯部千恵子君）

それでは、運用益、利回りの増加要因についてお答えをいたします。

平成28年1月に日銀のマイナス金利政策が導入されて以降は、長期金利の指標となる10年国債利回りがマイナス金利となり、定期預金においても金融機関からの大口定期に対する上乗せ利率がなく超低金利な状況となりました。先ほど運用実績の中で申し上げましたとおり、基金の運用種別には定期預金と債券がございます。本市では、平成17年度から債券運用を行っておりますが、マイナス金利政策が導入された平成28年度末の債券運用比率は33.05%で、定期預金の運用比率を下回っており運用利回りは0.382%でした。これに対し、令和2年度末の債券運用比率は55.4%で利回り0.739%と約2倍となっております。

その要因といたしましては、1つ目には、定期預金から利率のよい債券への切替え、いわゆる債券の買い増しを行ったことによる収益の向上、2つ目には、満期日の近い保有債券を売却し、新たな債券へ買換えを行ったことで得た売却益による増収でございます。

また、令和3年度には運用手法についての見直しを行い、各基金ごとに金融商品や経理を区分し

て運用する個別運用から、基金と預金債権の一対一の関係をなくし、基金残高と金融商品残高を総額で対応づけて管理する一括運用を一部の基金で開始しました。

この一括運用のメリットといたしましては、基金全体で流動性を確保することで運用事務の集約化が図られ、また全体の運用効率性を高めることが可能となります。この結果、3年度から4年度にかけて、さらに効率性を追求した債券運用に努めることができたことから、運用益、利回りともにアップしたところでございます。

しかしながら、令和5年度は庁舎建設等の支払準備資金の確保が必要であったため、積極的な債券運用が行えなかったことから、運用益、利回りともに減少の要因となっております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございました。

定期預金から債券への切替え、そして満期日の近い保有債券売却による新たな債券の買換えのほか、令和3年度にはそれぞれ基金ごとに単体で運用していた方法から、基金をまとめて運用する一括運用という方法に変更したことで運用収入が大幅に増加したということが分かりました。一括運用を導入したことで、元本が大きくなればなるほど、そのスケールメリットがより発揮されますので、増収につながったということかと思います。

私は、公金の管理というのは地道で決して華々しくはありませんが、先ほども申しましたが会計課は市の財産を扱う非常に重要な部署であります。専門的な知識や最新情報の収集、経済状況の把握、全体かつ最適かつ長期的な視点に立った判断が必要であり、また、その結果についても評価検証し、PDCAサイクルの中で管理していく体制が望まれていると思います。そのような観点からも、会計課職員の人材育成は必要不可欠と考えています。

そこで、3点目の質問をさせていただきます。

職員の人材育成の取組についてお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を磯部会計管理者に求めます。

管理者。

○会計管理者（磯部千恵子君）

それでは、公金管理をする職員の人材育成の取組についてお答えをいたします。

現在までの取組でございますが、証券会社主催による債券運用の研修会に参加し、運用方法等の研修を受けております。

また、毎年開催される県内21市で構成する会計事務研究会へ参加し、他市の管理運用事例について意見交換をするなど、運用に関する知識の習得に努めているところでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございました。

市を取り巻く経済、金融状況は日々刻々と変化しています。そうした変化に注視しつつも、敏感に対応できるように研修については今後も機会があれば積極的に参加していただきたいと思います。研修会への参加は知識習得が目的かとは思いますが、答弁にありました県内21市で構成されている会計事務研究会などは、同じ立場の担当者が一堂に顔を合わせる絶好の機会です。そのようなときには、他市の方々と積極的に親交を図ることを目的にして、情報交換、情報収集に努め、ぜひとも今後の本市の基金運用につなげていただきたいと思います。よろしくお願いします。

7月末に日銀が追加利上げを決めた後、先月8月5日に東京株式市場では日経平均株価の終値が4,451円安となり、株価が過去最大の下落となるなど大暴落しました。9月に入っても、先週4日、そして昨日も日経平均株価が一時1,000円以上下落しています。また、外国為替市場においても、7月上旬から1か月ほどでおおよそ20円、円高ドル安が進むなど、依然不安定な動きが続いています。

私たち身近な暮らしにおいても、政策金利が上がったことでプラス・マイナス両方に影響が出てきています。例えば、普通預金や定期預金などの預金金利は上昇し、その一方で住宅ローンなど借入れの金利についても上昇傾向となっています。

そこで、4点目の質問をさせていただきます。

日本銀行が政策転換のかじを切った状況下において、今後、本市の基金の運用方法を変えていくお考えはあるのでしょうか。今後の基金運用、取組の在り方、方針についての見解をお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を磯部会計管理者に求めます。

磯部会計管理者。

○会計管理者（磯部千恵子君）

今後の基金運用の在り方について、お答えをいたします。

基金の運用につきましては、これまでのマイナス金利下においても、効率的な運用を行うため、資金の状況に応じて上乗せ利率が見込めない定期預金に替えて債券により運用してまいりましたが、今年3月に日銀マイナス金利の解除が決定され、市場金利は徐々に上昇している状況にあるため、今後は資金の安全性、流動性を十分確保しつつ、金利変動や金融政策を注視しながら、より効率的な運用を行ってまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございました。

引き続き、資金の安全性、流動性を確保しつつ、より効率的な運用を行っていかれることを確認いたしました。

会計課は、市の財産を管理運用するという重要な、また間違いが許されない神経を使う本当に大変な部署ですが、今後も顕著な運用収入を上げている自治体の調査・研究に努めていただくとともに、その実践によって結果が市民に資するものであるならば、ぜひともその成果を市民に報告いただきたいと期待をしております。

引き続き、元本保全という安全性確保の大前提の下で、効率的な運用に注力していただきますことをお願いし、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、熱中症対策についてです。

近年、地球温暖化の影響によるものと思われる気候の変化が指摘されていますが、昨年の猛暑を超える酷暑と言われる今年の夏は、過去に国連事務総長の地球温暖化の時代は終わり地球沸騰の時代が到来したという言葉はもはや過言ではなく、連日酷暑が続いています。

今月2日、気象庁が発表した今年6月から8月の天候まとめによると、東海地方の夏の平均気温は平年を1.7度上回り、1946年の統計開始以降で最高だった昨年に並び2年連続で最も暑い夏であったと発表しています。岐阜市でも、8月末までの猛暑日日数は35日で過去最多を更新しました。特に、7月には国内において最高気温40度以上を1日6つの地点で観測するなど、危険な暑さが続きました。

新聞やテレビでは連日のように熱中症に関するニュースが報道されており、7月の熱中症搬送者は過去2番目の多さとなるなど、私は今や熱中症はまさに自然災害と呼ぶにふさわしいレベルにあると考えており、熱中症から市民の命と健康を守るためにさらなる取組が必要ではないかと考えることから、今回質問をさせていただきます。

まず1点目の質問をさせていただきます。

近年の熱中症発症状況について、どのように認識されておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

令和2年から令和4年にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり熱中症による救急搬送人数は少ない傾向にありましたが、令和5年におきましては、岐阜市消防本部管内で474人が熱中症により救急搬送されており、そのうち本巣市内は31人でありました。一方、コロナ禍前の令和元年では、岐阜市消防本部管内で438人、そのうち本巣市内は28人であったことから、昨年の時点でコロナ禍前の水準を上回る数値となっております。

また、令和6年につきましても、7月末時点の情報にはなりますが、岐阜市消防本部管内におけ

る熱中症の救急搬送人数は272人であり、そのうち本巢市内が17人でありました。一方、令和5年7月末現在での数値が岐阜市消防本部管内で236人、そのうち本巢市内が10人であったことから、今年は去年の同時期と比較しても熱中症による救急搬送が多く、増加傾向にあると言えます。

さらに、熱中症を発症した人の年齢区分としましては、高齢者が全体の半数程度を占めており、64歳以下の成人も含めると全体の9割程度を大人が占めております。これは本巢市のみならず全国的にも同様の傾向が見られることから、熱中症対策は高齢者を含む大人に対して取り組むことが必要であると認識をしております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございます。

岐阜市消防本部管内、そして本市においても熱中症による救急搬送人員が増加傾向にあること、また熱中症を発症された方の半数が高齢者であり、64歳以下の成人を含めると全体の約9割が大人であること、本市としても高齢者を含む大人に対する熱中症対策は必要であると認識をされていることが分かりました。

御承知のとおり、高齢者は特に熱中症には注意が必要と言われております。その理由は、1つには、高齢者は若年者よりも体内の水分量が少ない上、身体の老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要としていること、2つ目には、加齢により暑さや喉の渇きに対する感覚が鈍くなること、3つ目には、高齢者は体に熱がたまりやすく、暑いときには若年者よりも循環器系への負担が大きくなることから高齢者は熱中症に発症しやすいとされています。

そこで、2点目の質問をさせていただきます。

子どもの熱中症対策も大変重要ではありますが、熱中症の発症状況から見ても、特に大人の熱中症対策の取組は必要と考えますが、本市の高齢者を含む大人の熱中症対策の取組状況についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

本市における取組といたしましては、熱中症による健康被害が生じるおそれがある場合に発表される熱中症特別警戒情報、通称熱中症特別警戒アラートと申しますが、が岐阜県に発表された際、市の防災行政無線とメール配信サービスもとメールを利用し、熱中症予防に努めるよう周知をしております。また、具体的な予防方法なども併せて市のホームページや広報紙で周知をしております。

さらに、市内4か所の公民館を指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターに指定をして

おり、高齢者を含む大人をはじめ市民が危険な暑さをしのぐことができる場として利用できるように体制を整えております。

今後も引き続き、高齢者を含む大人をはじめ市民が安心・安全に暑い夏を過ごすことができるよう、熱中症対策の取組を進めてまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

熱中症特別警戒アラートが発令された際には、市の防災行政無線、もとメール、ホームページや広報紙で予防方法を含め周知されていること、また危険な暑さから避難できる場所として、現在市内4か所の公民館を暑熱避難施設クーリングシェルターに指定されていることが分かりました。

少し話は変わりますが、私、先月8月中旬のある日、ある場面に遭遇しましたので、そのときのことをお話しさせていただきます。その日は気温が35度以上ある猛暑日でしたが、地元の道を車で走っておりましてところ、路肩で手押し車の座面にうつむいて座っておられる高齢の女性をお見かけしました。少し心配でしたので、車を止め、その方に声をかけたところ、今買物帰りで暑くえらかったので一服しているところとのことでした。私の質問に受け答えもはっきりされておられましたので、大丈夫と判断しその場を後にしましたが、そのとき真っ先に思い浮かんだのがクールスポット、クーリングシェルターでした。というのも、ちょうど一服されていた場所の道路を挟んだ真ん前が金融機関でした。もし、ここが市のクーリングシェルターの施設となっていれば、そこに案内もでき、その方は涼しい場所で休憩することもできたのになあと思ったのです。

先ほど御答弁いただきましたとおり、確かに、市では防災行政無線やもとメールで極力外出を控えるようにと注意喚起はされております。しかし、私が遭遇した高齢女性のように、暑い中でもやむを得ず外出しなければならない方もおられると思います。そのような方のためにも、さらに他の公共施設を開放することや、あるいは民間企業にも呼びかけ指定暑熱避難施設として協力していただくなど、私は現在の根尾、本巣、糸貫、真正の4か所の公民館だけでは到底少なく、さらに拡大、増やすべきと考えます。

県内他市のクーリングシェルターはどのような状況であるかも確認してみました。本市と同じように数か所の指定という自治体もありましたが、例えば土岐市では公的施設で12、ドラッグストアや大型商業施設等の民間施設で9つの施設、合計21の施設を市のクーリングシェルターとして指定しています。また、関市においては、図書館やふれあいセンターなどの公的施設のほか、土岐市と同じように大型商業施設やホームセンターなどの民間施設を含めて合計29の施設をクーリングシェルターとして指定しています。本市より25も多い状況下にあっても、現在も関市のホームページにはクーリングシェルターとして協力してもらえる店舗や民間事業者を募集しています。近隣市町もクーリングシェルターを拡充させています。

8月23日の岐阜新聞には、お隣の大野町が、町内2か所の日本郵便とクーリングシェルターに関

する協定を締結したという記事が掲載されていました。協定では、熱中症特別警戒アラートの発表の有無に関わらず日頃から開放するとし、営業時間内は町民の方が自由に利用できるようにするとありました。

また、先週の5日には、羽島市が同じく市内5か所の日本郵便とクーリングシェルターに関する協定を締結しています。

そこで、3点目の質問をさせていただきます。

私は、熱中症も自然災害であるという考えの下、本市においても強力にクールスポット、クーリングシェルターの拡充を進めていくべきと考えますが、クールスポット、クーリングシェルターの拡充について、市の御見解をお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

クーリングシェルターとは、令和6年4月1日施行の改正気候変動適応法により創設されたもので、適当な冷房設備が備わっており、熱中症特別警戒情報が発表された際、住民などに開放できる施設をクーリングシェルターとして指定することができます。

本市におきましても、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、市内4か所の公民館を指定しております。

また、クールスポットとは、改正気候変動適応法が施行される以前から、自治体独自で「涼み処」として設置された施設を指す場合が多く、改正法の施行に伴い、全国的にクーリングシェルターへと移行するケースが見受けられております。

なお、近隣自治体では、公民館等の公共施設が主な指定施設となっており、また一部自治体では民間企業の施設が指定されているケースも見受けられることから、今後につきましては、本市と災害時応援協定を締結する民間企業の施設を中心に、クーリングシェルターの拡充を検討してまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

私は、クールスポット、クーリングシェルターの拡充は、南北に長い本市の地形を鑑みれば大変有効な熱中症対策と考えます。ただいま本市と災害時応援協定を締結している民間企業の施設を中心に拡充を検討するとの御答弁をいただきましたが、私は大野町や羽島市が締結された日本郵便のほか、市内にある他の金融機関への打診であったり、関市が行っているようにクーリングシェルターに協力してもらえる店舗や民間事業者を広く募るなど、自治体主導による積極的な推進をお願い

したいと思っています。熱中症から市民の命と健康を守るために、クールスポット、クーリングシエルターの拡充をぜひとも図っていただきますようお願いいたします。

また、近年、誰でも無料でマイボトルに飲料水をくむことができる給水スポットの普及を進めている自治体があります。マイボトルの携行による給水スポットの役割は、気候変動による熱中症対策のほか、海洋資源の保護に関わるプラスチックごみの使い捨てを削減する具体策としても注目が集まっています。

滋賀県大津市では、琵琶湖の環境保全のため、市民にマイボトルを持ち歩く習慣を身につけてもらおうと、子どもや車椅子の人も利用できるように、通常の冷水器より注ぎ口と押しボタンの位置を低くしたり、マイボトル給水型冷水機の設置などもされています。

また、新潟県妙高市では、2050年までにゼロカーボンシティの実現に向け、マイボトル利用の推進と給水スポットを市内各所の運動施設や公共施設に設置しています。

そこで、4点目の質問をさせていただきます。

熱中症予防対策及びSDGsの観点、併せて安全で高品質、おいしい水の活用促進につなげるために、本市でもマイボトル専用の給水スポットを公共施設等に設置してはどうかと考えますが、市の御見解をお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

近年の夏季における気象状況は、体温を超える気温など高い気温や湿度、また日射の強い日が多く、熱中症の危険度が高まる傾向にあります。こうした状況の中、熱中症の予防、対策には様々な取組があり、小まめな水分補給を目的としたマイボトルの活用もその一つであると考えております。

議員御質問のマイボトル専用の給水スポットにつきましては、現時点で本市も含めた近隣の市町に設置はありませんが、本市の公共の公園などには上水道を使用した飲料可能な設備を備えており、誰でも自由に給水することが可能となっております。また、県外には民間企業が公共団体と連携し、公共施設に給水機を設置するなどの事例があるとお聞きをしております。

いずれにいたしましても、今後もマイボトル専用の給水スポットの設置も含めて、熱中症の予防、対策としての有効な取組を検討してまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

先ほども申しましたが、マイボトル専用の給水スポットの設置は、熱中症予防対策のみならずプラスチックごみ削減効果にもつながります。

兵庫県の西宮市、尼崎市、そしてお隣の大阪府豊中市、吹田市の４市は、府県の枠組みを超えて近隣市が相互に協力、連携、共通課題の課題解決を図るため、マイボトル専用の給水スポットの設置を拡大させています。

本市も、まずは既に導入している先進地の取組状況について調査・研究を進めていただき、ぜひとも前向きに御検討いただきますことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

明日、９月11日水曜日午前９時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後４時26分 散会